

# 第3次対馬市男女共同参画計画

愛(あい)でつくろう！みんなが輝く対馬



平成29年 3月

対馬市

## はじめに

このたび対馬市では、第3次対馬市男女共同参画計画を策定いたしました。

これは、市民主体のまちづくりの方向性を示す最高法規である「対馬市市民基本条例」および「第2次対馬市総合計画」の基本理念である「みんなで目指そう！自立と循環の宝の島 対馬」の趣旨を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念に基づき男女共同参画を進めるための指針となるものであります。加えて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、本市における女性の活躍を推進していくための方針を示すものでもあります。

対馬市ではこれまでも、時代の変化に対応するために、また、人口減少時代に負けないために、そして何より、みんなで支えあう対馬を作るために、「男女共同参画社会づくり」をすすめてまいりました。

この度、対馬市男女共同参画推進懇話会委員の皆様のご協力のもと、市民全体の1%にあたる330名へのアンケート調査を行いました。アンケートから見える対馬市内の現状は、男女がともに役割や責任を分かち合う意識や環境が整いつつありますが、未だ性別を理由とした社会通念も残っているようです。

市ではこのアンケート結果をもとに、平成29年から5年間の取組指針を決定いたしました。取組のキーワードは、「愛(あい)でつくろう みんなが輝く対馬」。「①相手との違いを認めあい」「②それぞれの個性を活かしあい」「③苦労や痛みを分かちあい」「④それぞれの思いを語り合い」の「4つの愛(あい)」で、市民だれもが生き生きと輝ける対馬を目指して取り組むことといたしました。

今後は、この計画を基に、真の男女共同参画社会の実現に向け、総合的な取り組みを積極的に推進してまいります。また、本計画を実効性のあるものにしていくためには、行政だけでなく、市民の皆さまや関係団体・事業者の皆さまが共に手を取り、相互に協力して取り組んでいくことが大切であると考えます。どうか本計画の推進につきまして、市民の皆さまをはじめ、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたりまして、貴重なご意見やご協力をいただきました対馬市男女共同参画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さまに、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

平成29年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の役割	1
3. 計画の期間	1
4. 基本的な考え方	2
5. 基本目標	3
6. 体系図	4

## 第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	6
基本目標Ⅱ 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現	7
基本目標Ⅲ 女性活躍推進による地域社会の活性化	9
基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現	10

## 第3章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備	12
2. 男女共同参画推進協議会の設置	12
3. 男女共同参画に関する条例の制定	12
4. 関係機関・民間団体との連携強化	12

## ■参考資料

○市民意識アンケート調査	14
○対馬市男女共同参画推進懇話会委員名簿	37
○対馬市市民基本条例(抜粋)	38
○対馬市男女共同参画推進懇話会設置要綱	38

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

対馬市では、平成11年に国が制定した男女共同参画社会基本法、及び平成14年に施行した長崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、平成15年に長崎県男女共同参画基本計画が策定されたことに伴い、平成19年3月に対馬市男女共同参画計画（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、平成24年3月に第2次計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定しました。

第2次計画では、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「女性の活躍による地域社会の活性化」「職場・家庭・地域での男女共同参画社会の実現」、「男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現」を基本目標として、男女共同参画に関する様々な施策を展開してきました。

このほど行った全市民の1%にあたる330名へのアンケート結果から見える対馬市内の現状は、男女がともに役割や責任を分かち合う意識や環境が整いつつあるものの、依然として固定的な性別役割分担意識を持つ方が見受けられ、引き続き意識醸成への積極的な取り組みが求められています。

また、近年の地域経済の低迷、少子高齢化、急激な人口減少などの社会情勢が変化する中で、様々な分野において、男女の別なく一人一人の能力が発揮され、多様な考え方に富んだ活力あるまちづくりが、真の男女共同参画社会の実現につながります。

このような中、現計画の計画期間が平成28年度をもって終了することから、その成果と課題を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」並びに「長崎県男女共同参画推進条例」、加えて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨や理念等に則り、対馬市の男女共同参画を推進していくための指針となる第3次対馬市男女共同参画計画を策定しました。

## 2. 計画の役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく計画および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条」に基づく推進計画として策定し、対馬市総合計画など、対馬市の各種計画等との整合を図るものです。

また、本計画は、対馬市が男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市内の事業者、関係団体等と協働して計画の遂行を図るとともに、市民にとってわかりやすい計画とすることで市民の参画を促します。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

## 4. 基本的な考え方

### 男女共同参画社会基本法の5つの基本的理念

#### ① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の3つの基本的原則

① 女性に関する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 5. 基本目標

対馬市における男女共同参画社会の将来像を達成するため、次の4つの基本目標を掲げます。

### I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

市民への意識調査の結果を見ると、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されているものの、依然として存在しています。

男女が性別にかかわらず主体的に生きるため、職場、家庭、地域などにおける制度や慣行のあり方を見直すとともに、男女共同参画を推進する教育、学習の充実を図るなど、あらゆる機会をとらえて意識の醸成を進めます。

### II 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域のそれぞれの場において、男女が共に参画し、責任を担うことが肝要であり、そのための重点課題として職業生活と家庭生活の調和(ワークライフバランス)の実現をめざした取り組みを行います。

家庭や地域での男女共同参画を推進するため、子育てや介護に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、男女が共に家庭責任を担い、地域活動にも参加できる環境づくりを進めます。また、職場における男女の平等を推進するため、男女雇用機会均等法のさらなる定着促進に努め、労働条件や職場環境の整備、さらに女性の職業能力の向上に努めます。

### III 女性活躍推進による地域社会の活性化

女性がその能力を十分に発揮して社会に参画する機会を確保することは、対馬市の地域振興や活性化を進める上で不可欠です。

また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性の経済的地位や能力の向上への支援など、女性が活躍する場の環境づくりを推進します。

### IV すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現

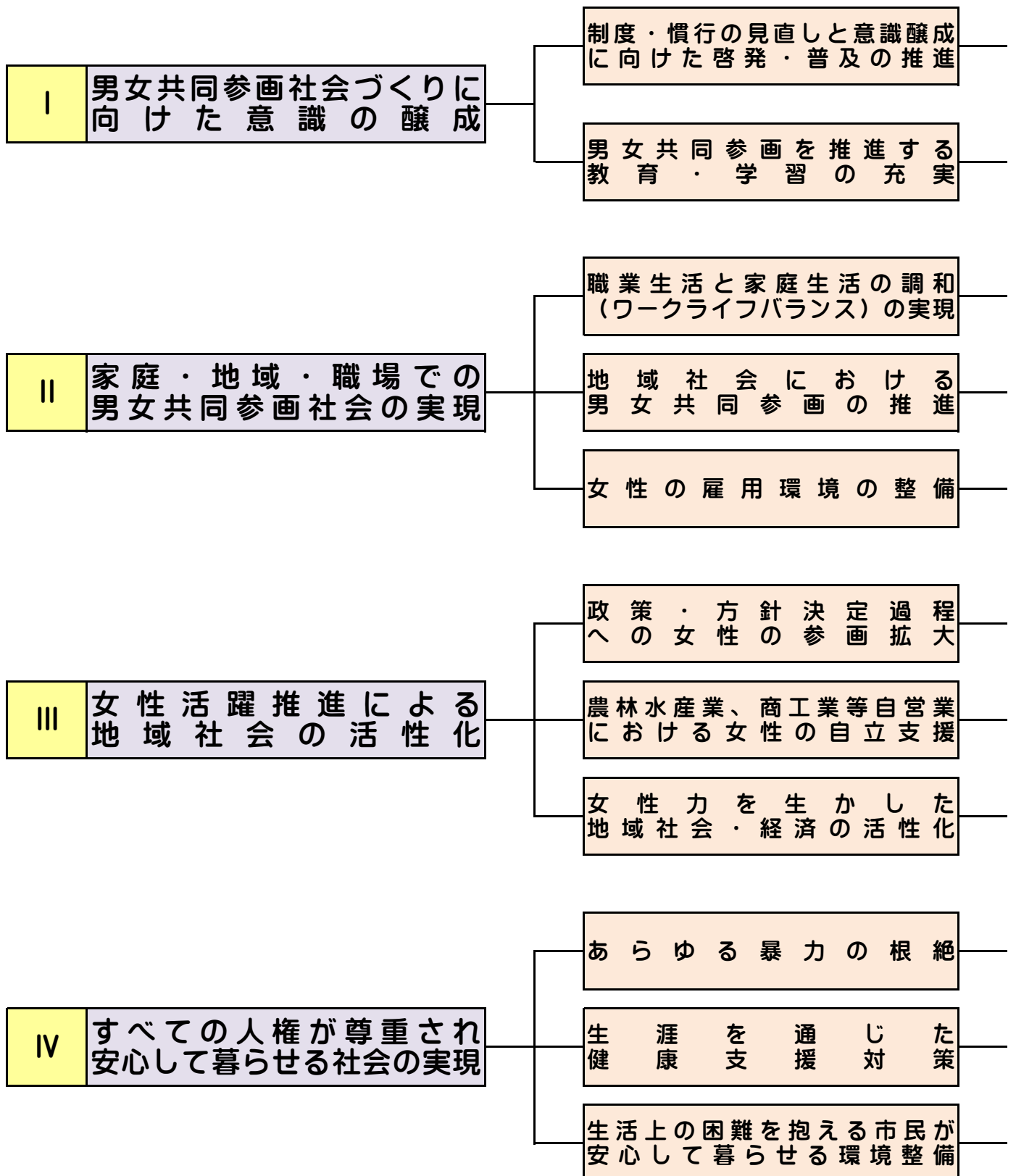
男女の人権を尊重する社会の実現のため、女性に対する暴力はもとよりあらゆる暴力の根絶に向けた施策や意識啓発を推進するとともに、妊娠や出産など男性と異なるライフスタイルを持つ女性への生涯を通じた健康支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親世帯、高齢者や障がい者など、生活上の困難を抱えるだれもが安心して暮らしていける環境づくりを進めます。

## 6. 施策の体系

### 基本目標

### 施策の方向



## 具体的施策

## 主な実施部局

- ◇わかりやすい広報・啓発活動の推進
- ◇多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

総務課

- ◇家庭教育・生涯学習の推進
- ◇学校における教育・学習の充実

総務課  
生涯学習課  
学校教育課

- ◇仕事と家庭の両立支援と子育て支援策の充実
- ◇家庭生活での男女共同参画の促進

総務課  
福祉保険部

- ◇男女の地域活動への積極的な参加の促進
- ◇男女の防災活動への積極的な参加の促進

総務課  
市民協働・交通対策課  
消防本部

- ◇女性の雇用環境の整備に向けた取り組みの推進
- ◇セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

総務課  
観光商工課

- ◇審議会等の委員への女性の参画促進
- ◇企業団体等における役職等への女性の参画促進

総務課  
市民協働・交通対策課  
観光商工課

- ◇女性の能力に対する適正評価と方針決定過程への参画促進
- ◇各産業における女性の経済的地位と能力の向上

観光商工課  
農林・しいたけ課  
水産課

- ◇女性の職業能力の開発や学習機会の提供
- ◇女性の起業等社会進出への支援

市民協働・交通対策課  
観光商工課

- ◇あらゆる暴力（DV等）を防ぐ環境の整備
- ◇性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

総務課  
福祉保険部

- ◇妊娠・出産・育児・介護に関わる保健医療対策の充実
- ◇健康に大きな被害をもたらす問題についての対策の推進

福祉保険部  
健康づくり増進部

- ◇ひとり親世帯の生活安定と自立促進
- ◇高齢者や障がい者など生活上の困難を抱える人への支援

福祉保険部  
健康づくり増進部

※福祉保険部：福祉課、こども未来課、保護課、保険課

※健康づくり推進部：健康増進課、地域包括・医療対策課



## 第2章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

重点項目	1. 制度・慣行の見直しと意識醸成に向けた啓発・普及の推進 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
------	---

#### 1. 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた啓発・普及の推進

◇主な実施部局：総務部総務課

(具体的な施策)

##### 1 わかりやすい広報・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画週間や人権週間など国や県等の活動に合わせて男女共同参画を広く浸透させるための啓発に努めるとともに、女性団体、NPO、人権擁護委員協議会など関係団体との連携と協働による啓発を進めます。  
また、男女共同参画に関連の深い関係法令等について、市民に対しわかりやすく周知するよう努めます。
- ② 市職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、市職員の研修を推進するとともに、企業・団体等に対してセミナー等を開催し啓発に努めます。

##### 2 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画に関する情報の収集に努め、市広報誌や市ホームページ、ケーブルテレビなどあらゆる広報媒体を有効に活用して情報提供を行い積極的に広報・啓発を推進します。
- ② 市が作成する広報紙やインターネットの情報については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、わかりやすい表現に努めます。
- ③ 企業・団体等に対し、国、県の機関等と連携し、男女共同参画社会の必要性が適切に理解されるよう講演会等を開催し啓発に努めます。

#### 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

◇主な実施部局：総務部総務課、生涯学習課・学校教育課

(具体的な施策)

##### 1 家庭教育・生涯学習の推進

- ① 家庭における固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識を高めるため、家庭教育学習の充実や家庭教育に関する学習の機会の充実を図ります。
- ② 男女共同参画社会の形成に向けた知識や技術を市民が習得できるよう生涯学習に関する情報提供、学習機会の充実を図ります。
- ③ 男女共同参画推進員など、男女共同参画の推進に意欲のある人材を活用し、県・地域における学習機会の充実を図るとともに交流の場面の拡大を推進します。

## 2 学校における教育・学習の充実

- ① 保育所、幼稚園、学校において子どもの発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育、保育の確立を図ります。また、必要に応じて関係団体とも連携し、男女平等教育の充実を図ります。
- ② 児童・生徒一人ひとりの人権と個性を尊重するため、市職員や保育士、保護者を対象とした研修の機会の充実に努めます。

## 基本目標Ⅱ 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現

重点項目	1. 職業生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現 2. 地域社会における男女共同参画の推進 3. 女性の雇用環境の整備
------	---

### 1. 職業生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現

◇主な実施部局：総務部総務課、福祉保険部

#### （具体的な施策）

#### 1 仕事と家庭の両立支援と子育て支援策の充実

- ① 男女が共に、仕事と家庭における責任を果たし、多様な働き方が選択できるよう、職場優先の組織風土や男性も含めた働き方の見直しなど意識の啓発を推進します。
- ② 共働き等の家庭の支援のため、保育サービスの充実や、企業などへの育児・介護休業制度、短時間勤務制度導入の普及啓発などにより、子育てしやすい社会づくりを推進します。
- ③ 仕事と生活の調和が図られるよう個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善について普及啓発を図ります。特に男性の育児休業取得を推進し、労働時間の短縮や短時間勤務制度等の普及啓発も推進します。

#### 2 家庭生活での男女共同参画の推進

- ① 家族が互いに協力しあって、家事・育児・介護など家庭生活における責任を果たせるよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。
- ② 家庭生活の重要性、育児、介護、家庭教育などについて、学習する機会を提供し、男性の参加を促すとともに、広報啓発に努めます。

## 2. 地域社会における男女共同参画の促進

◇主な実施部局：総務部総務課、市民協働・交通対策課、消防本部

### 〔具体的な施策〕

#### 1 男女の地域活動への積極的な参加の促進

- ① 職場優先の意識やライフスタイルを見直し、男女が共に地域活動等に参画することの重要性や、自治会など地域における男女共同参画について、啓発や情報提供を行います。
- ② 男女が関心に応じて地域活動へ参画できるようNPO、ボランティア活動に関する情報や研修機会の提供を図るとともに、地域において多様な活動を行うNPO法人やボランティア団体の活動を支援して、地域活動の活性化を図ります。
- ③ 退職後の男女が、経験の活用や生きがいづくり等を目的として、地域活動やボランティア活動へ参加できるよう情報や研修機会の提供に努めます。

#### 2 男女の防災活動への積極的な参加の促進

- ① 男女のニーズの違いや男女共同参画の視点に配慮した防災計画の策定や防災政策の推進を図り、避難場所等での睡眠や更衣スペース、仮設トイレなどについて、女性に配慮した安全性・プライバシー確保を図ります。
- ② 人口減少社会において、防災現場への女性の進出は不可欠であるため、消防団等への加入促進を図ります。

## 3. 女性の雇用環境の整備

◇主な実施部局：総務部総務課、観光商工課

### 〔具体的な施策〕

#### 1 女性の雇用環境の整備に向けた取り組みの推進

- ① 職場における男女の機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるよう、制度の普及啓発を図ります。
- ② パートタイム労働法等の周知を図り、待遇改善の向上を促進します。
- ③ 男女がともに育児・介護休業の取得促進が図られるよう普及啓発に努め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境づくりを推進します。
- ⑤ 関係機関と連携し、女性の雇用拡大のため普及啓発に努めます。

#### 2 セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のため、雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法等関係法令の啓発促進を図ります。
- ② ハローワーク等関係機関と連携して情報提供、支援の充実を図ります。

## 基本目標Ⅲ 女性活躍推進による地域社会の活性化

重点 項目	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2. 農林水産業、商工業等自営業における女性の自立支援 3. 女性力を生かした地域社会・経済の活性化
----------	--

### 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◇主な実施部局：総務部総務課、市民協働・交通対策課、観光商工課

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 審議会等の委員への女性の参画推進

- ① 市が設置する審議会等の委員への女性の登用目標については、平成33年度末までに20%とし、積極的な登用に努めます。
- ② 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識を高めるための啓発を進めます。
- ③ 各分野で活躍する女性の発掘に努め、人材情報の管理充実に図り、個人情報保護に配慮した情報提供を図ります。

##### 2 企業団体等における役職等への女性の参画推進

- ① 市職員について、年功や性別にとらわれず、管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用を図ります。  
また、企業や各種団体等に対し、企業等を支える貴重な人材として女性を位置づけ、長期的な能力開発の視点に立って育成、登用推進を図る必要性を啓発します。
- ② 企業における任用格差が生じないように企業等へ働きかけるとともに、地域活動の場への女性の参画を促進するため、社会団体等への啓発を進めます。

### 2. 農林水産業、商工業等自営業における女性の自立支援

◇主な実施部局：観光商工課、農林・しいたけ課、水産課

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 女性の能力に対する適正評価と方針決定過程への参画促進

- ① 関係団体と連携して、自営業の各分野で女性の能力を適正に評価し、農業委員や農協・漁協・森林組合・商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への参画を推進します。
- ② 農林水産業・商工業・製造業等の自営業の分野で、女性リーダーの育成を促進します。

##### 2 各産業における女性の経済的地位と能力の向上

- ① 家族の話し合いを基本とする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営の法人化等を推進します。

- ② 安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を促進します。

### 3. 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

◇主な実施部局：市民協働・交通対策課、観光商工課

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 女性の職業能力の開発や学習機会の提供

- ① 国、県の関係機関等との連携を強化し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報の提供を推進します。
- ② 県男女共同参画推進センター「きらりあ」等の機関と連携し、地域や社会で活動したいと考えている女性を対象にセミナー等を開催します。

##### 2 女性の起業等社会進出への支援

- ① 県男女共同参画推進センターなどの関係団体と連携し、女性の起業等社会進出に関する情報提供を行います。
- ② 女性の起業等の新たな取り組みのための支援や起業セミナーの実施に取り組みます。

## 基本目標Ⅳ すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現

重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. あらゆる暴力の根絶</li> <li>2. 生涯を通じた健康支援対策</li> <li>3. 生活上の困難を抱える市民が安心して暮らせる環境整備</li> </ul>
------	---

### 1. あらゆる暴力の根絶

◇主な実施部局：総務部総務課、福祉保険部

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 あらゆる暴力（DV等）を防ぐ環境の整備

- ① 性犯罪、売買春、配偶者からのDVや配偶者以外からの暴力など、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、積極的な広報活動と意識啓発を推進します。
- ② 警察等関係機関と連携して、暴力等の実態把握に努め、被害を受けている市民に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害から市民を守る対策に取り組みます。
- ③ 担当職員など関係者の資質向上を図り、暴力への迅速で適切な対応や被害者の安全確保に努めるなど被害者への支援充実を図ります。

## 2 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

- ① 性犯罪、ストーカー行為の防止のため、警察等関係機関と連携して、広報紙やホームページ、CATV等を活用して啓発を行い意識醸成を図ります。
- ② 被害者の心のケアの充実を図るため、カウンセリングの専門知識を持つ団体や民間支援団体等との連携強化に努めます。

## 2. 生涯を通じた健康支援対策

◇主な実施部局：福祉保険部、健康づくり推進部

### (具体的な施策)

#### 1 妊娠・出産・育児・介護に関わる保健医療対策の充実

- ① 夫婦双方を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど子育てに関する指導・助言について、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導等の充実を推進します。
- ② 生涯を通じて健全で安心な食生活を実現できるよう、乳幼児期から望ましい食習慣の獲得をめざした食育推進活動を展開していきます。
- ③ 地域包括ケアシステムを構築し、安心の医療・福祉体制を整備します。

#### 2 健康に大きな被害をもたらす問題についての対策の推進

- ① 性感染症は、特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど健康に甚大な影響を及ぼすことから、感染予防のため関係機関と連携して啓発普及活動を推進し、感染拡大防止を図ります。
- ② 喫煙や飲酒が胎児を含めた女性の健康に及ぼす悪い影響について、十分な情報提供を行うとともに、受動喫煙防止を図るため、職場や公共の場などにおける禁煙・分煙対策を推進します。
- ③ 生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域においても積極的に推進します。

## 3. 生活上の困難を抱える男女が安心して暮らせる環境整備

◇主な実施部局：福祉保険部、健康づくり推進部

### (具体的な施策)

#### 1 ひとり親世帯の生活安定と自立促進

- ① ひとり親家庭ハンドブックの配布やホームページ等による情報提供やハローワーク等関係機関と連携を図り就労情報の提供を推進するほか、母子自立支援員等による相談支援体制の充実を図ります。
- ② 子育てと生活の二つの役割を一人で担うひとり親世帯に対して、それぞれの状況に応じたきめ細やかな子育て支援・生活支援・就労支援・経済的支援を関係機関と連携を図りながら、自立を促進します。

## 2 高齢者や障がい者など生活上の困難を抱える人への支援

- ① 高齢者が地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して過ごせるよう、国、県の関係機関と連携し、就労支援や生活環境整備など必要な支援を推進します。
- ② 家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実や介護予防の推進を図ります。
- ③ 障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けた啓発活動と道路や施設等における段差など障壁の改善に取り組みます。

## 第3章 計画の推進

### 1. 庁内推進体制の整備

対馬市男女共同参画計画を効果的に実施していくために、関係各課の横断的な連携強化や市職員の研修や啓発を実施し、全庁的な推進体制の整備に努めます。

### 2. 男女共同参画推進懇話会の設置

計画の推進にあたっては、市民が委員の「男女共同参画推進懇話会」を設置し、男女共同参画に係る課題を協議し、計画の進捗状況について、検証を行います。

### 3. 男女共同参画に関する条例の制定

県においては「長崎県男女共同参画推進条例」を平成14年4月に制定しており、対馬市においても、男女共同参画社会の実現に向けた実効性のある取り組みを進めるため、男女共同参画に関する条例の制定等について検討を進めます。

### 4. 関係機関、民間団体との連携強化

計画の推進は、市民・議会・事業者・行政がスクラムを組んで取り組んでいくことで大きな推進力になることから、男女共同参画社会を推進する団体・グループとの連携を強化し協力体制を構築するとともに、男女共同参画に取り組む国県等の関係機関と連携を強化して、計画の推進を図ります。

## 参 考 资 料



## ◇市民意識アンケート調査

### ◆調査の概要

実施主体：対馬市

席 務：対馬市総務課

調査対象：対馬市全域

調査方法：調査票による自己記入式（懇話会委員による配布・回収）

調査期間：平成28年8月

### ◇配布・回収の状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
330	330	100%	330	100%

### ◇調査項目の概要

- ①性別、年齢、配偶関係、家族構成、職業について
- ②男女平等、職業生活、家庭生活、地域生活について
- ③女性の人権について
- ④男女共同参画の取り組みについて

### ◇回答者の構成

#### 【性別】

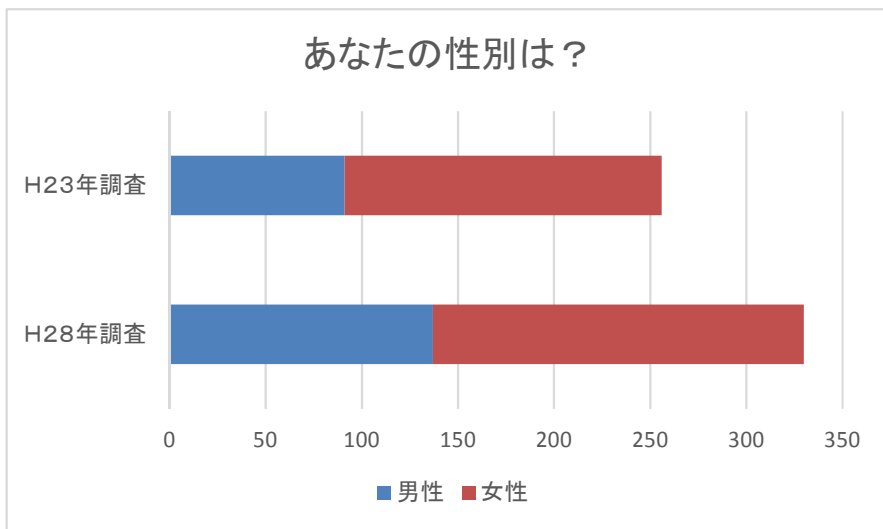
	回答数(人)	構成比(%)
男性	132	40.0
女性	193	58.5
無回答	5	1.5
計	330	100.0

#### 【年代別】

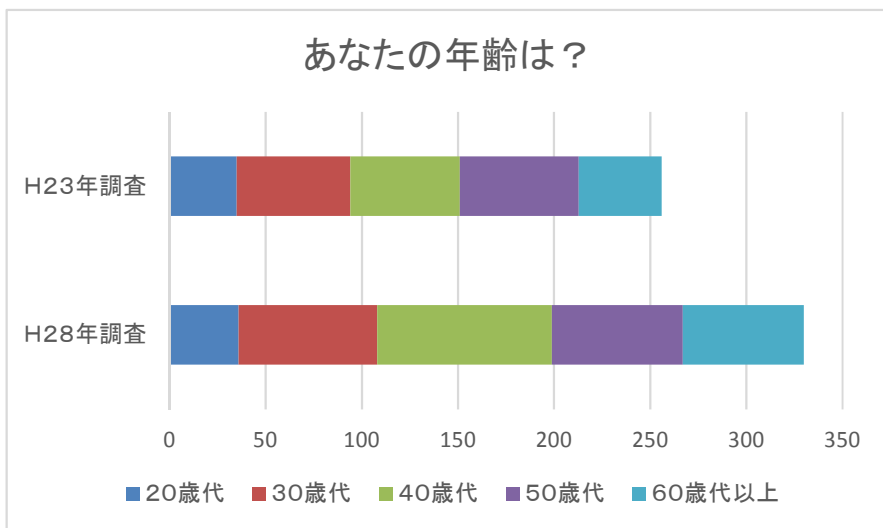
	回答数(人)	構成比(%)
20歳代	36	10.9
30歳代	72	21.8
40歳代	91	27.6
50歳代	68	20.6
60歳代以上	63	19.1
無回答	0	0.0
計	330	100.0

#### 【職業別】

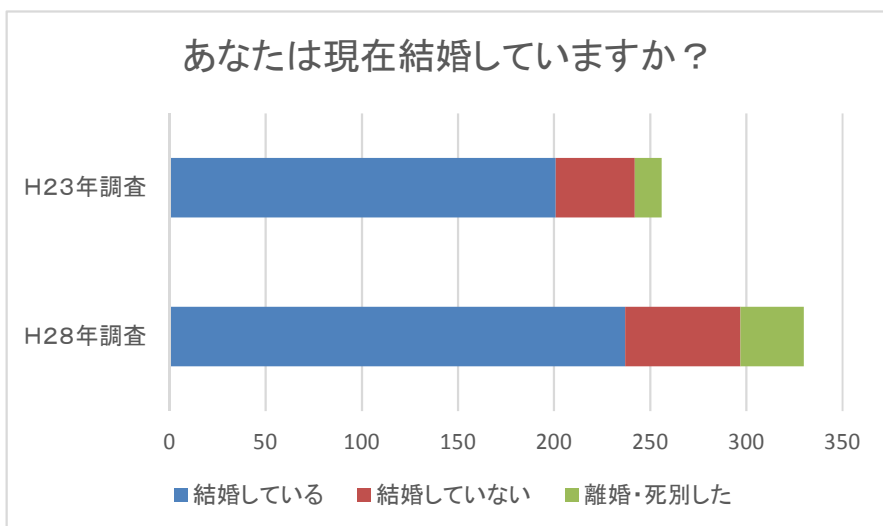
	回答数(人)	構成比(%)
会社員	130	39.4
自営業	17	5.2
農林漁業	19	5.8
建設業	4	1.2
無職	20	6.1
その他	128	38.8
無回答	2	3.6
計	330	100.0



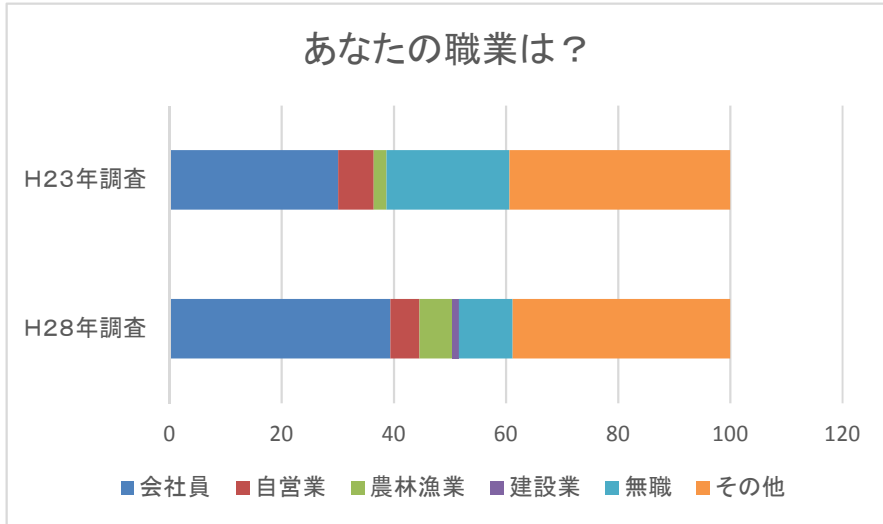
(人)



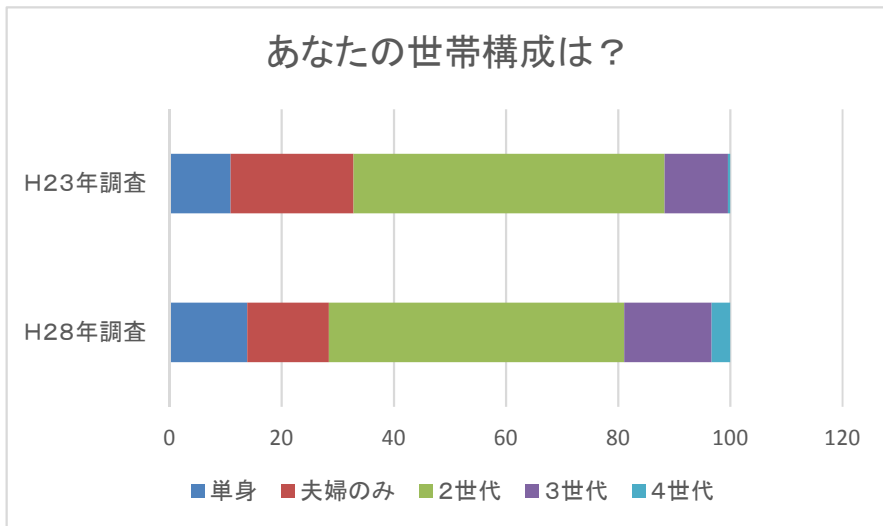
(人)



(人)



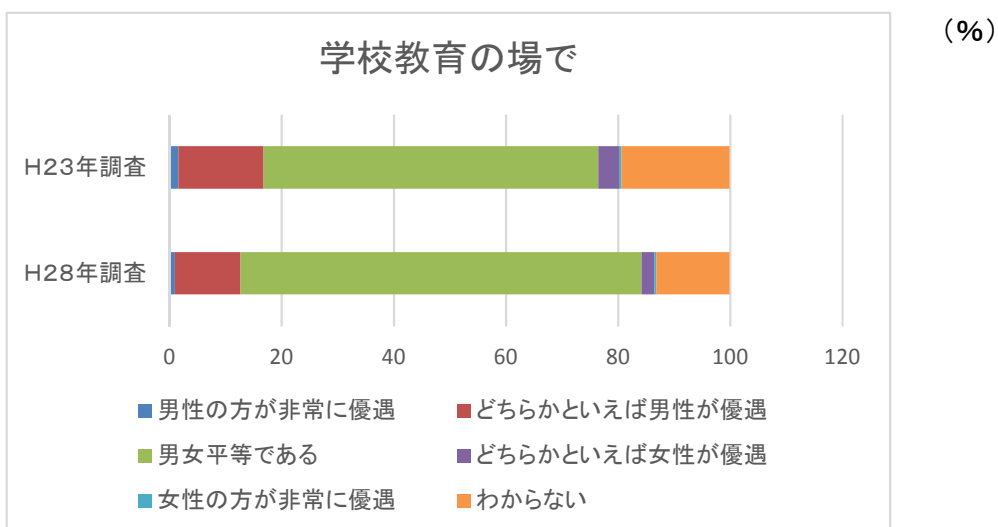
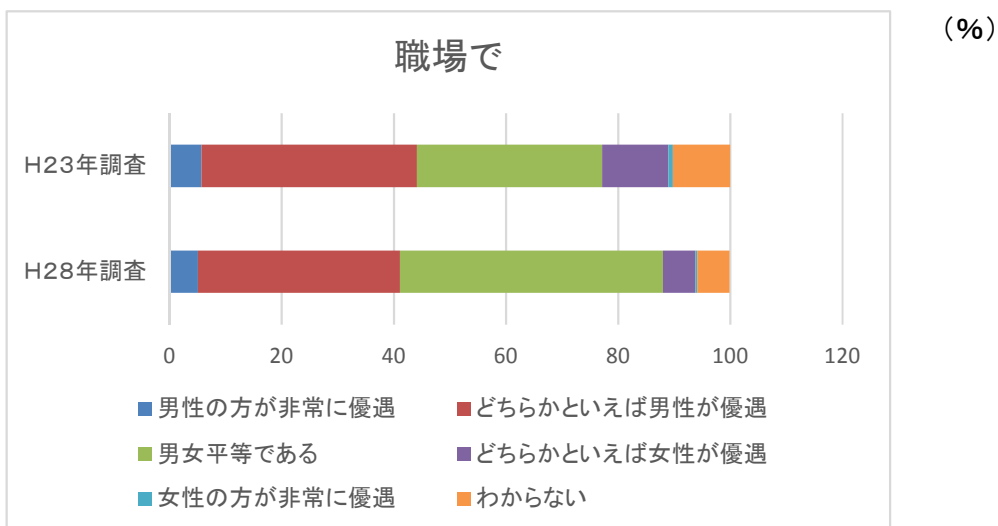
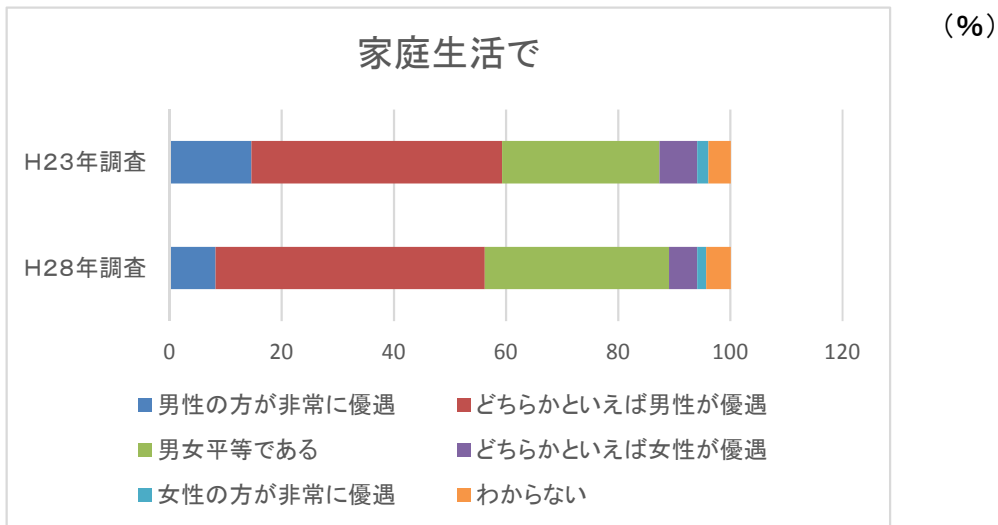
(%)

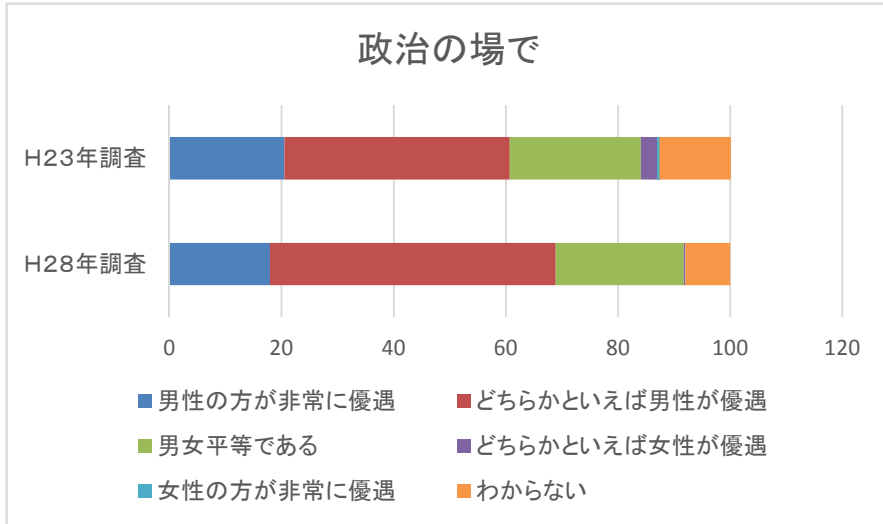


(%)

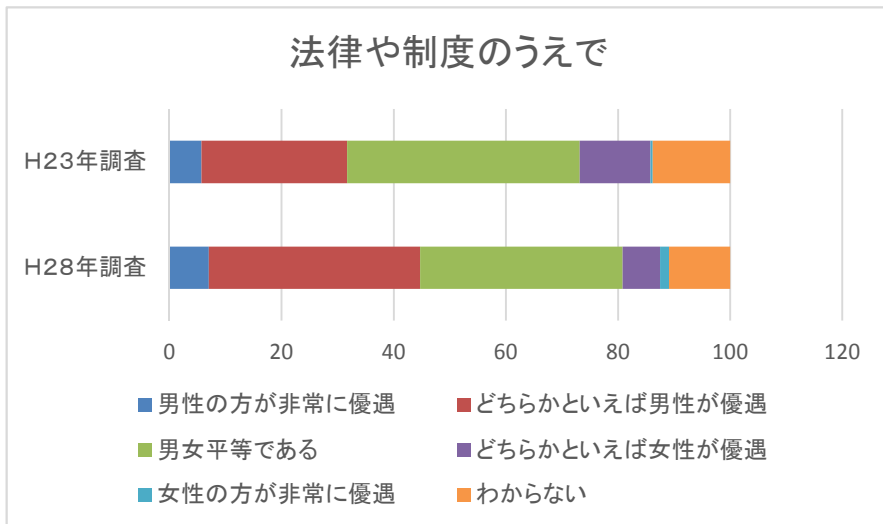
問 あなたは、次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。

(〇はひとつ)

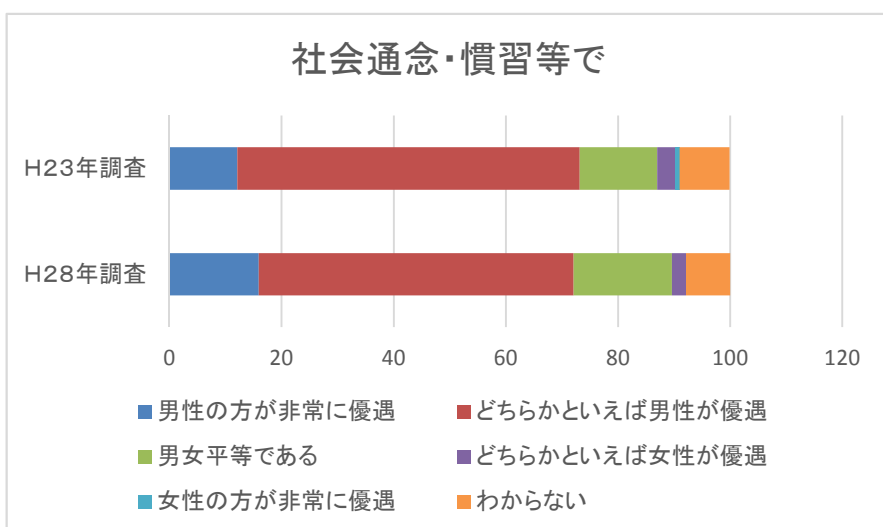




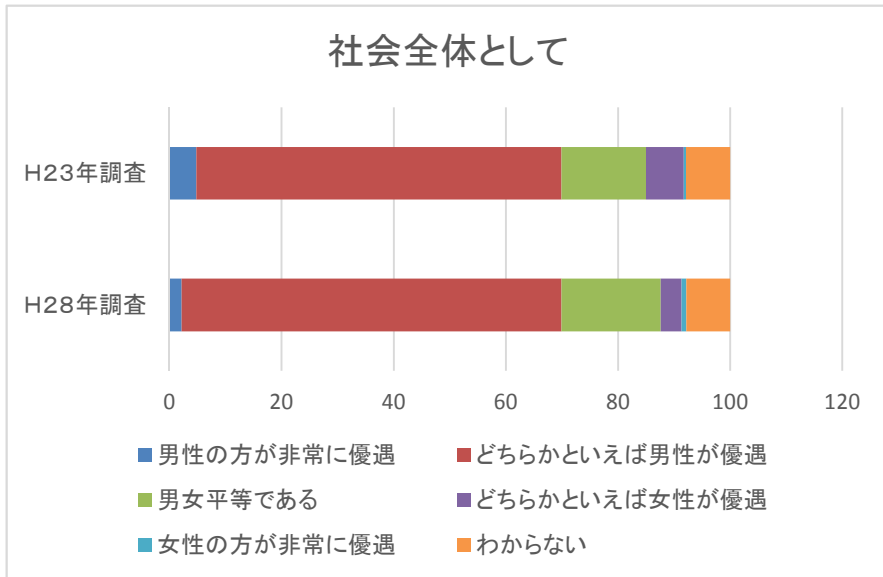
(%)



(%)



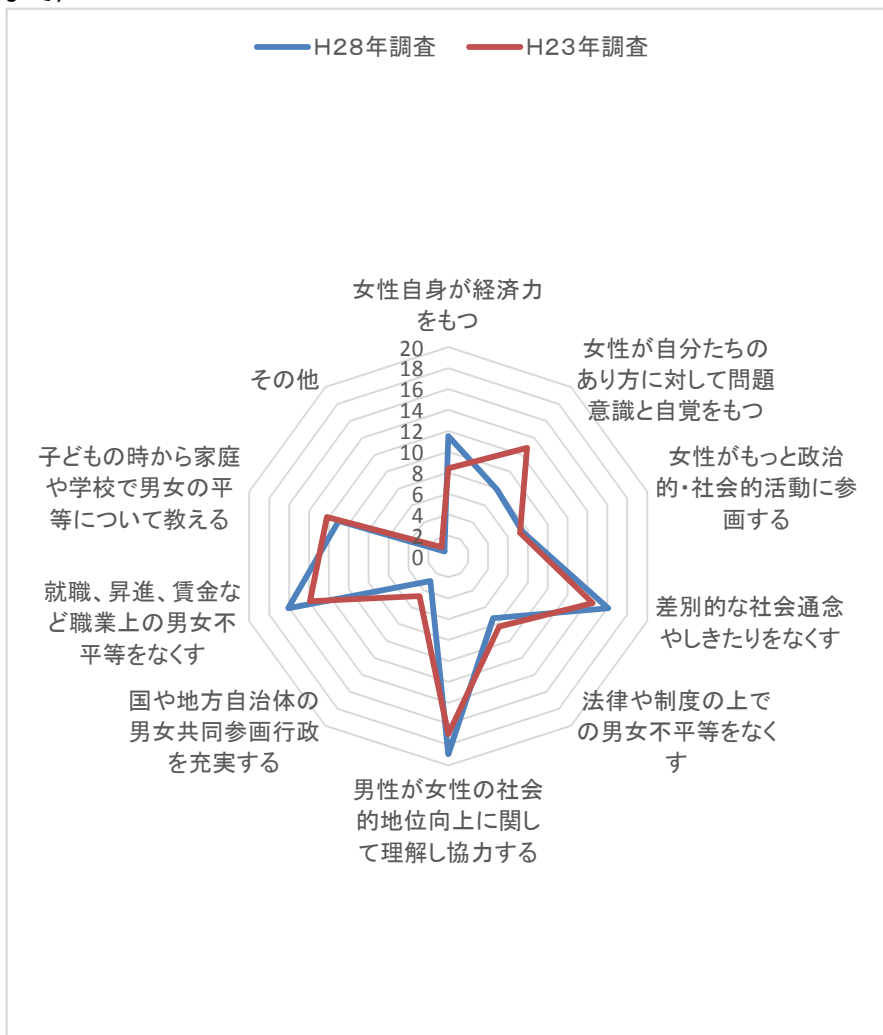
(%)



(%)

問 男女平等の実現のために、今後どのようなことが必要だと思いますか。

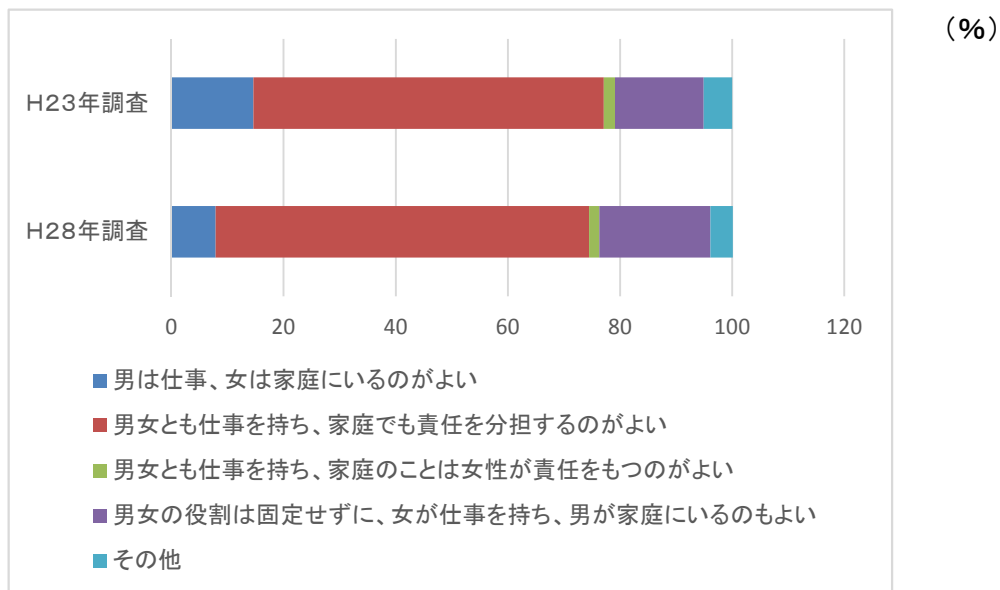
(○は3つまで)



(%)

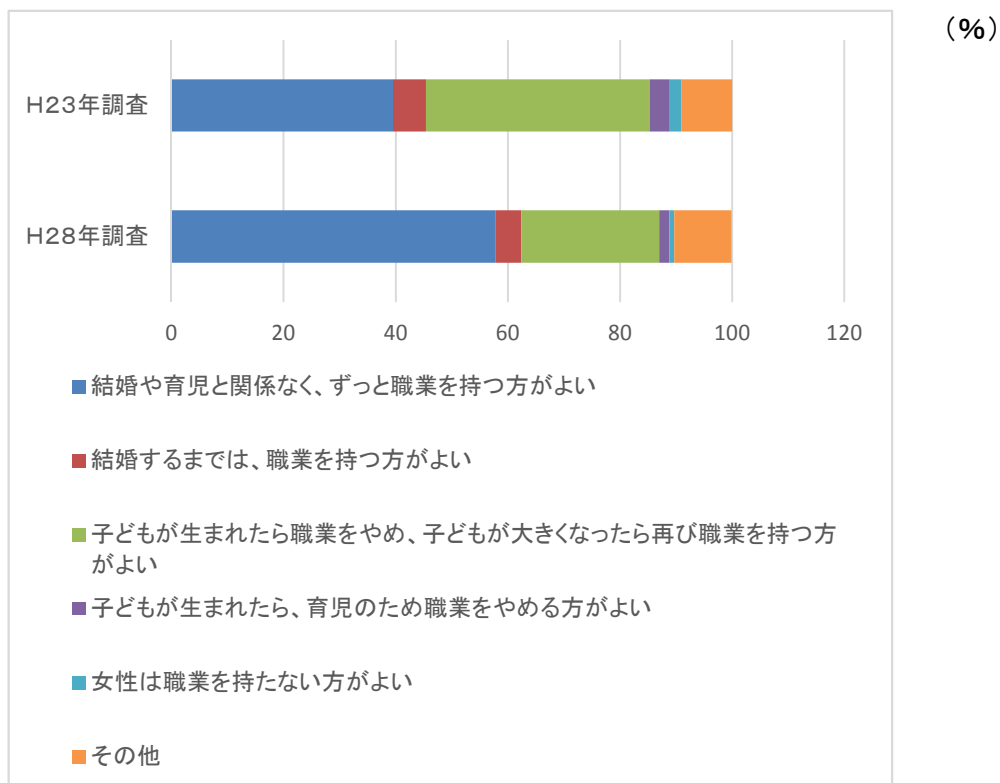
## 問 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(○はひとつ)



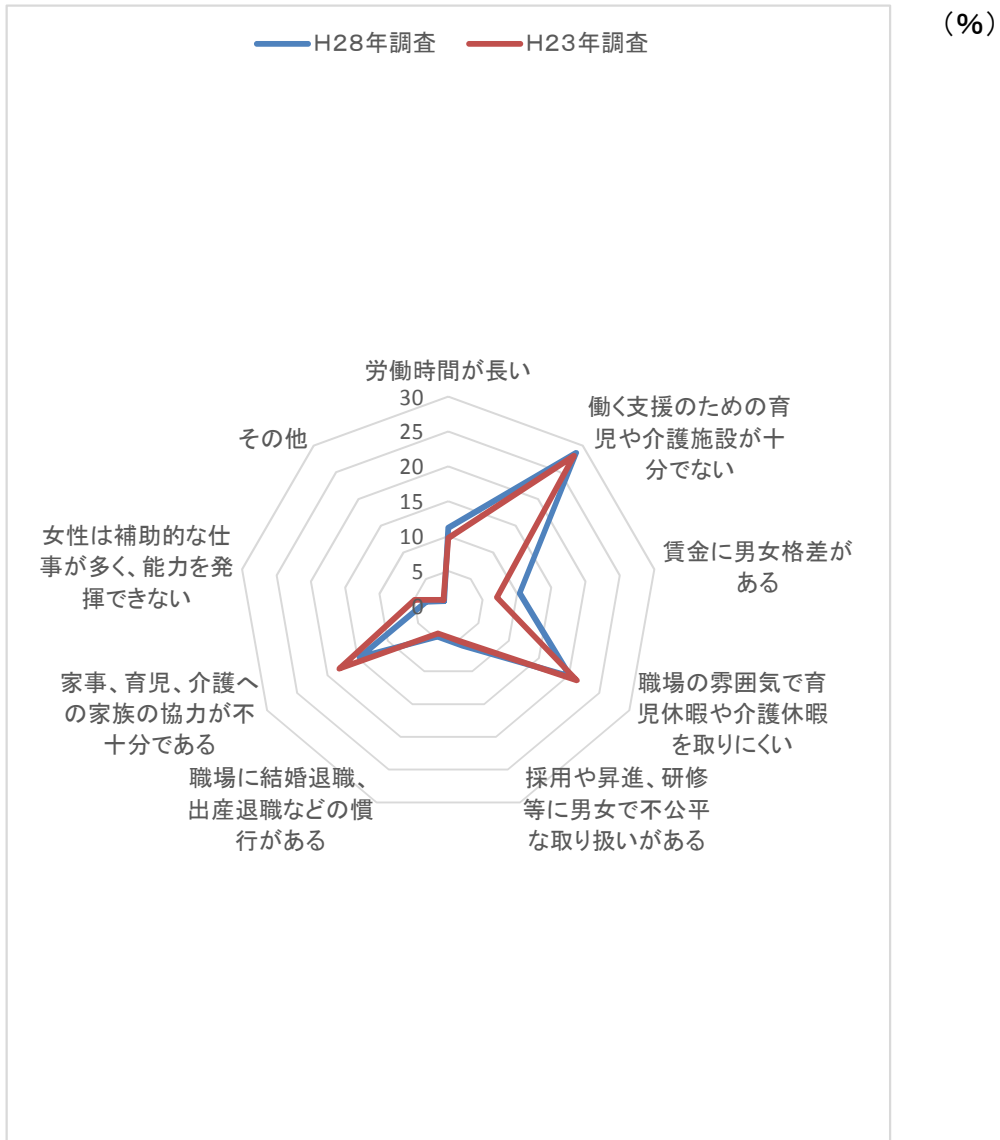
## 問 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。

(○はひとつ)



問 女性が仕事をする(続ける)場合、障害になっていることがある  
 と思いますか。

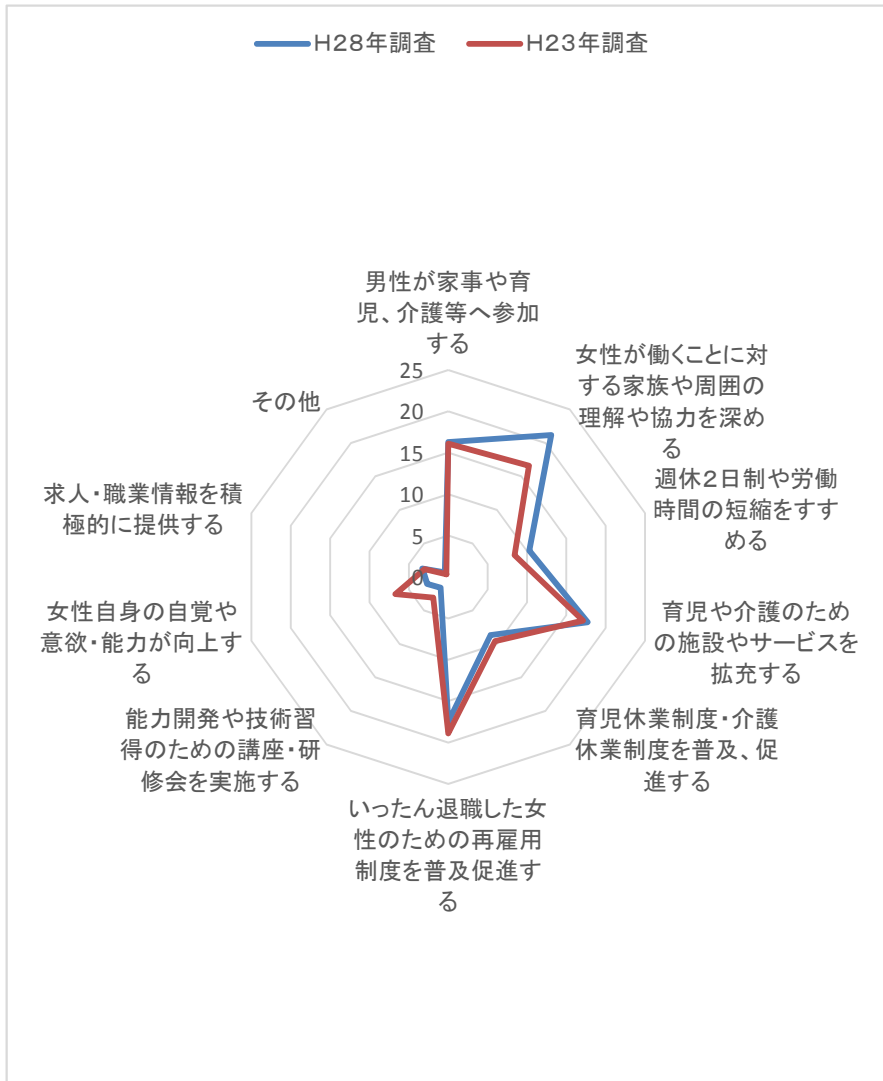
(〇は3つまで)





問 あなたは、女性の職場進出を進めるために、どのような環境整備が必要だと思いますか。

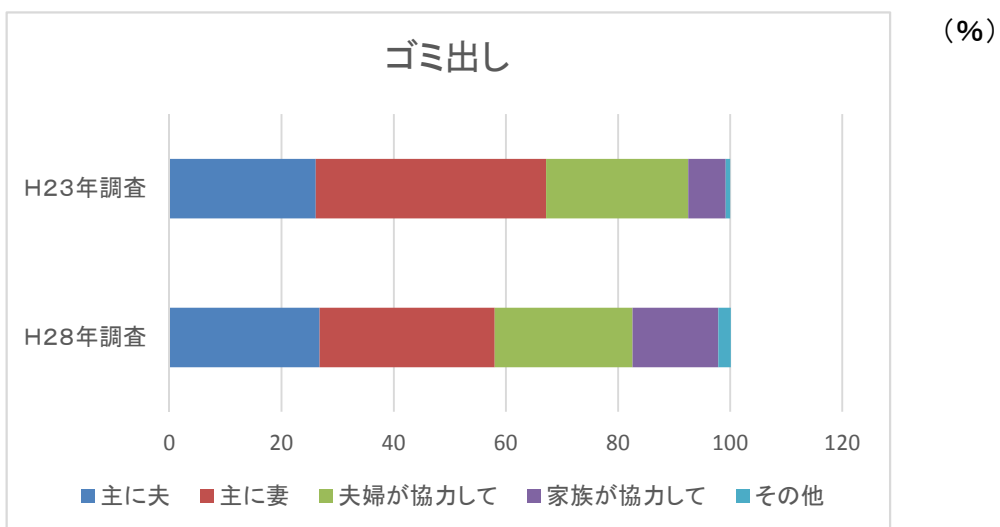
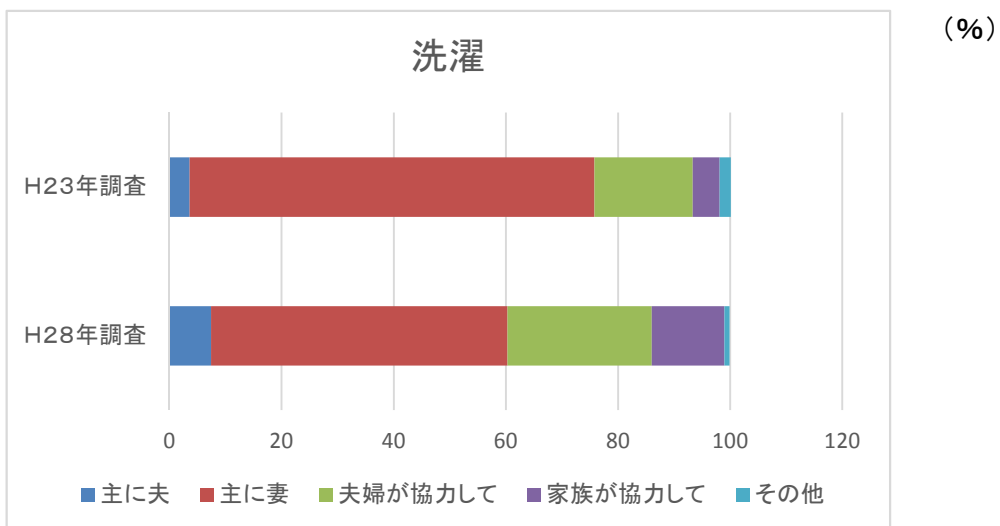
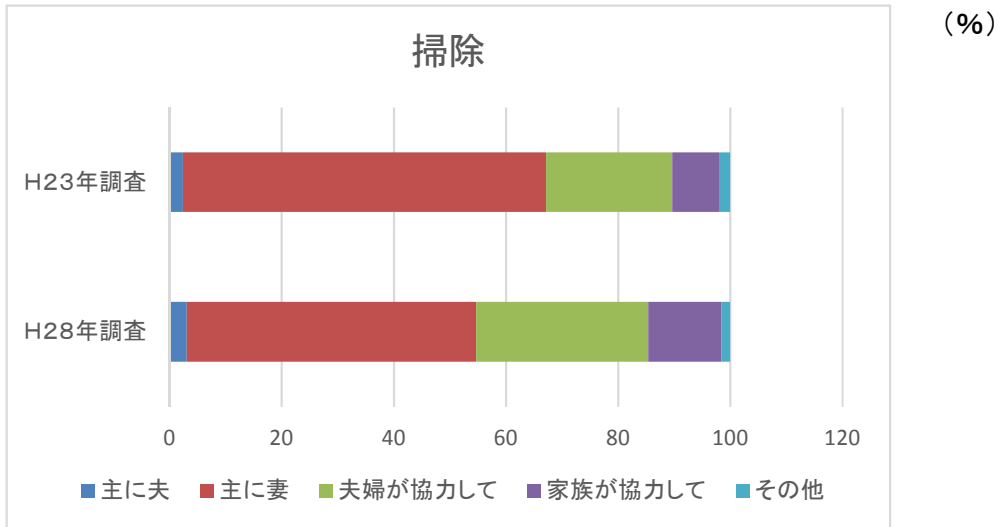
(〇は3つまで)

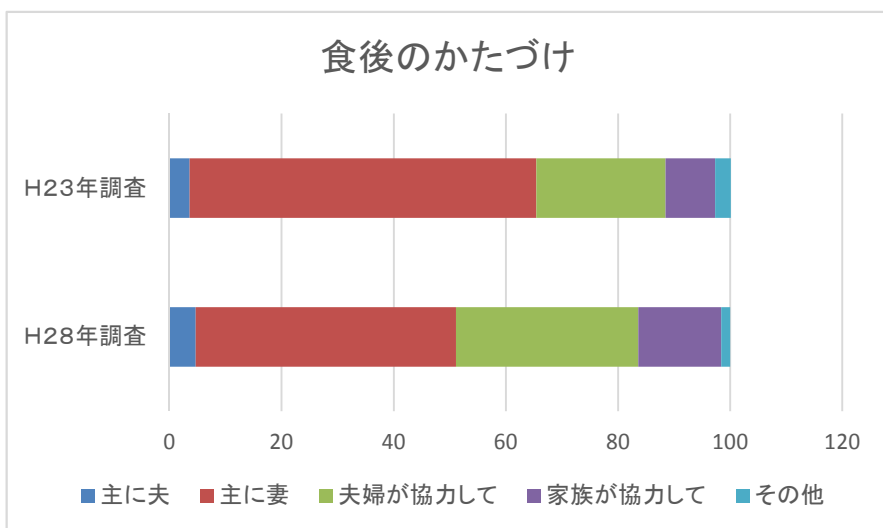
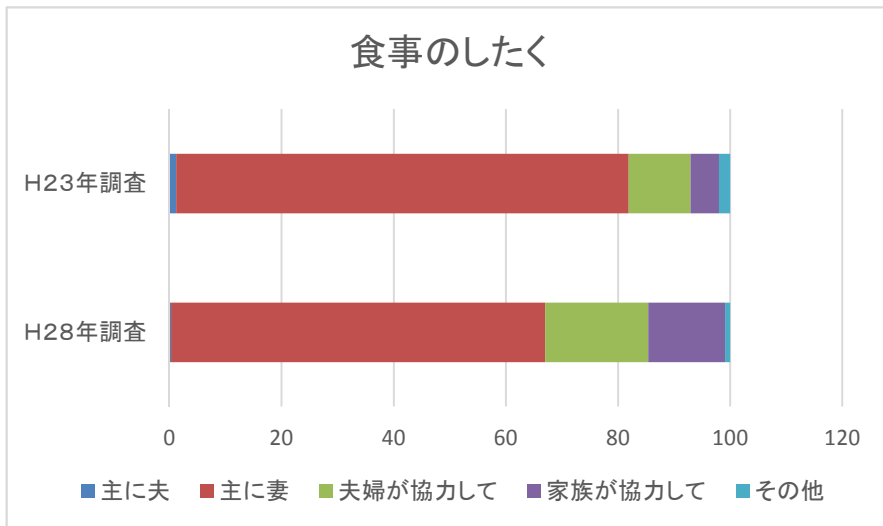
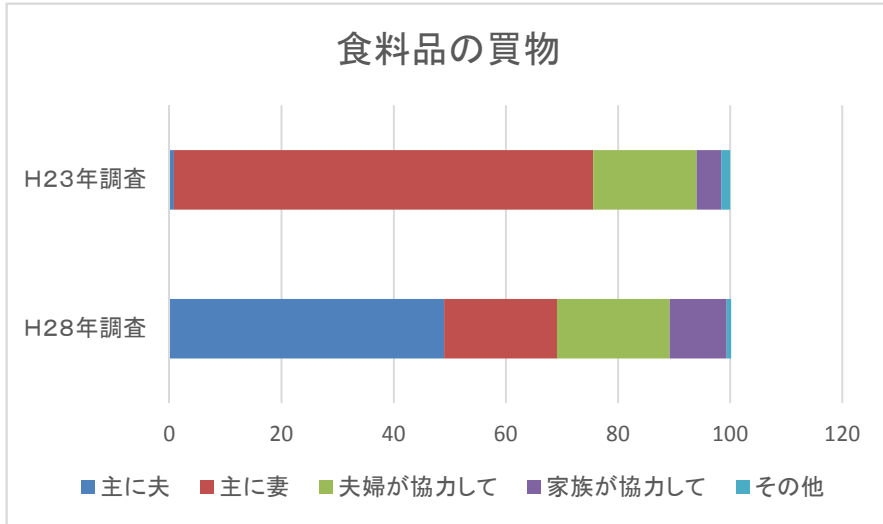


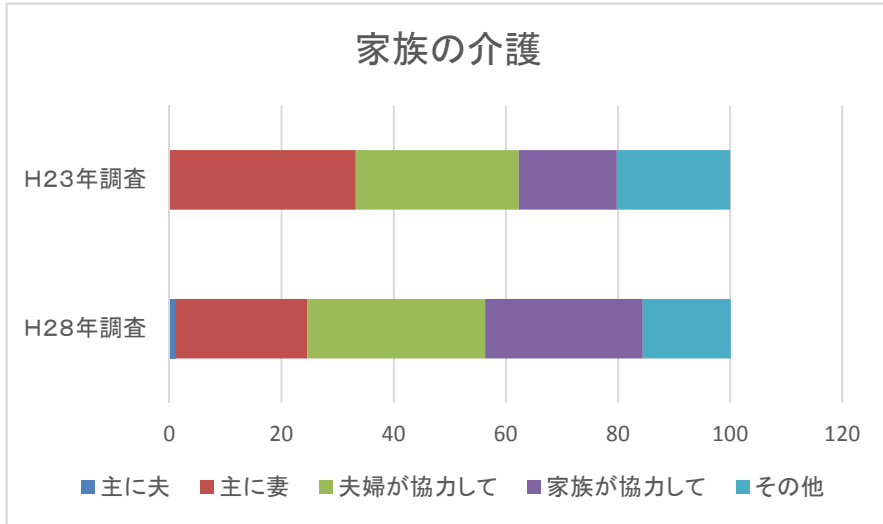
(%)

問 実際にあなたの家庭では、家事は誰が分担していますか。配偶者がいない方は、あなたの考えをお答え下さい。

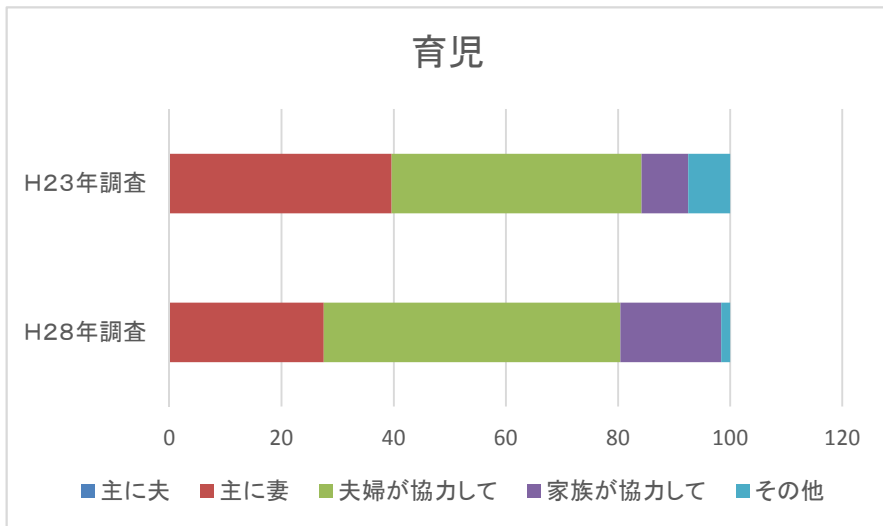
(○はひとつ)



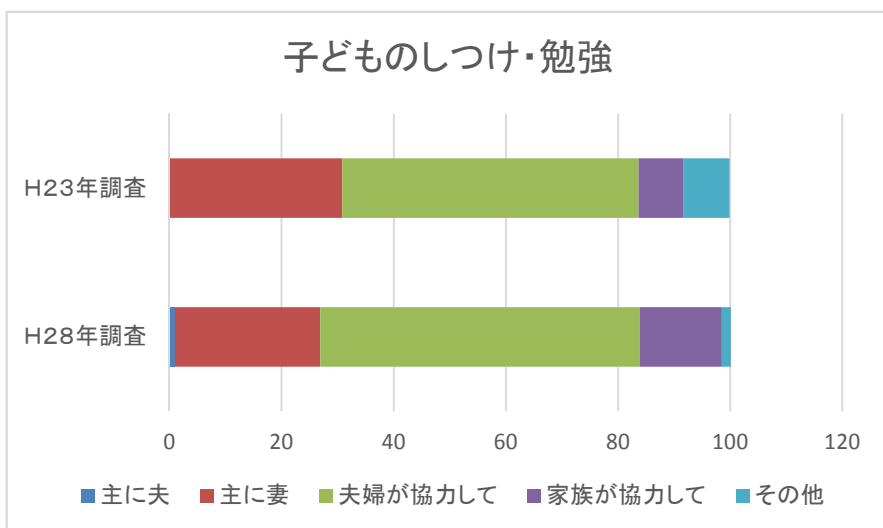




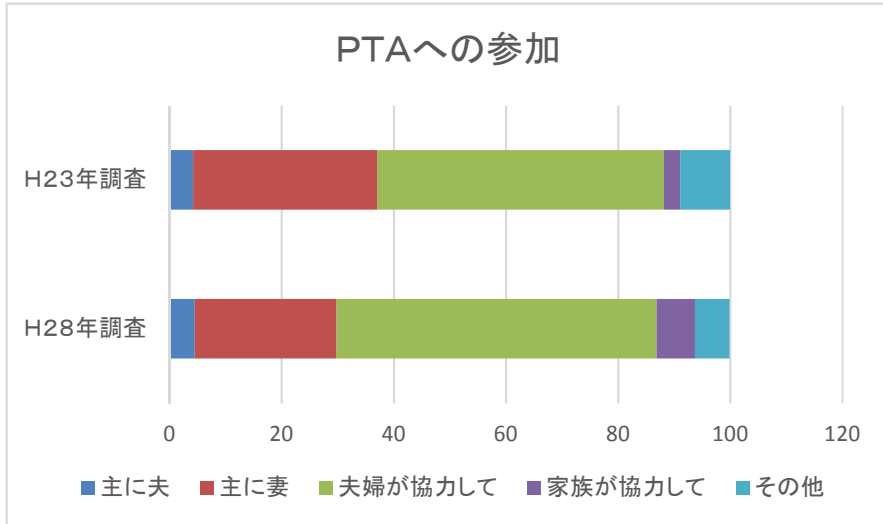
(%)



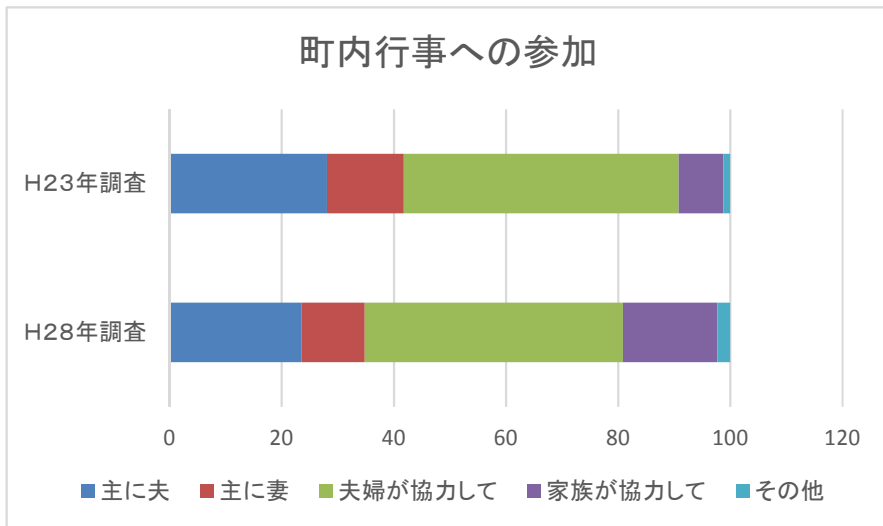
(%)



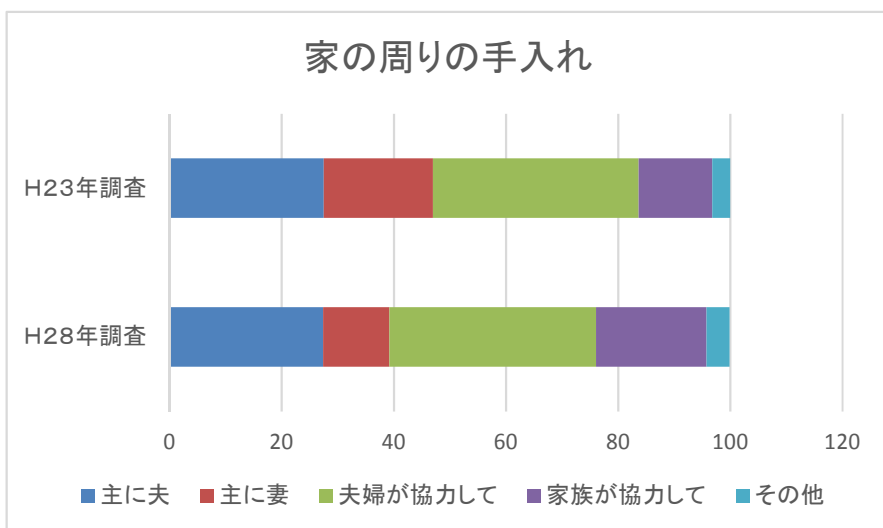
(%)



(%)



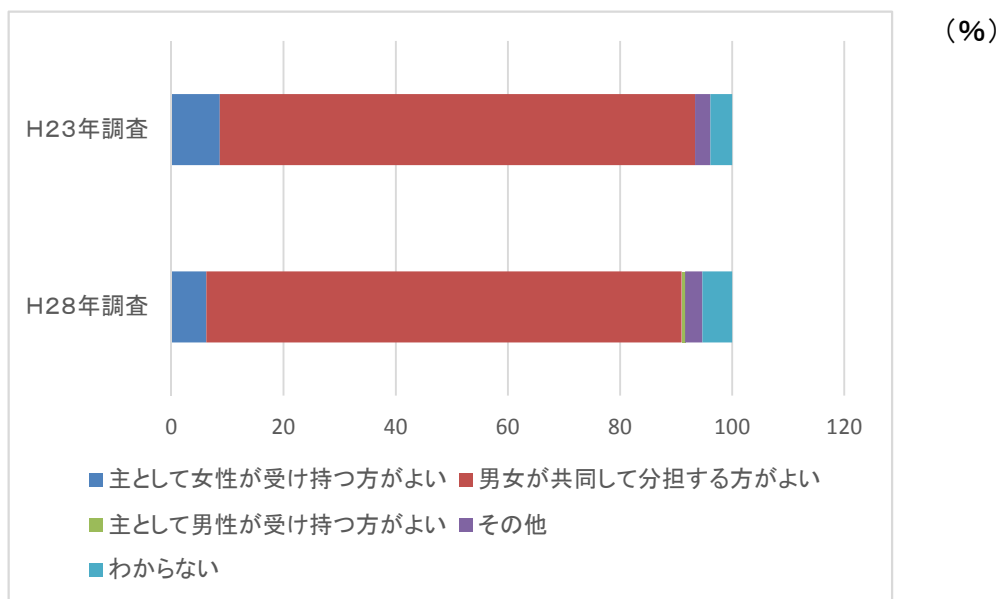
(%)



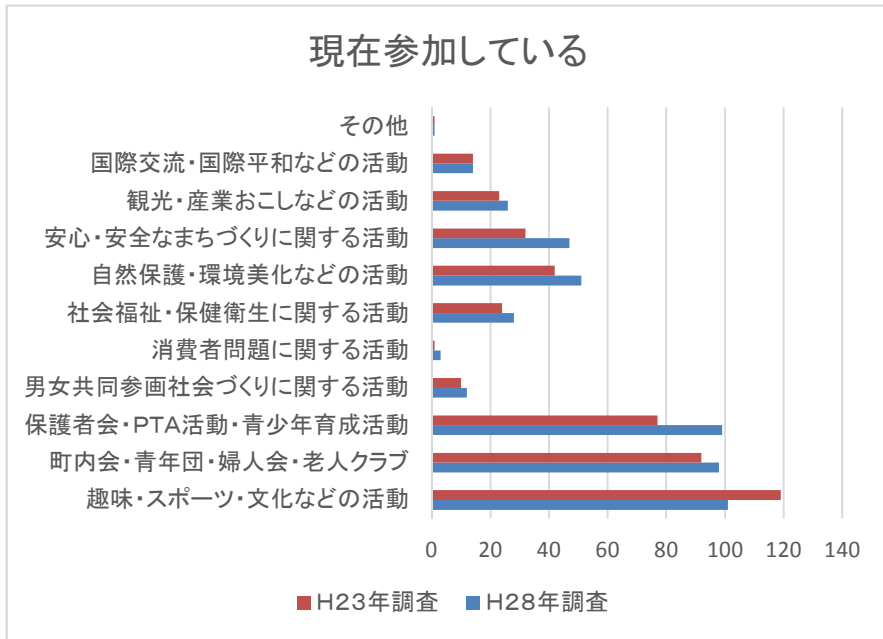
(%)

問 あなたは、高齢者・障害者等の介護をする場合に、家庭内での分担についてどのようにお考えですか。

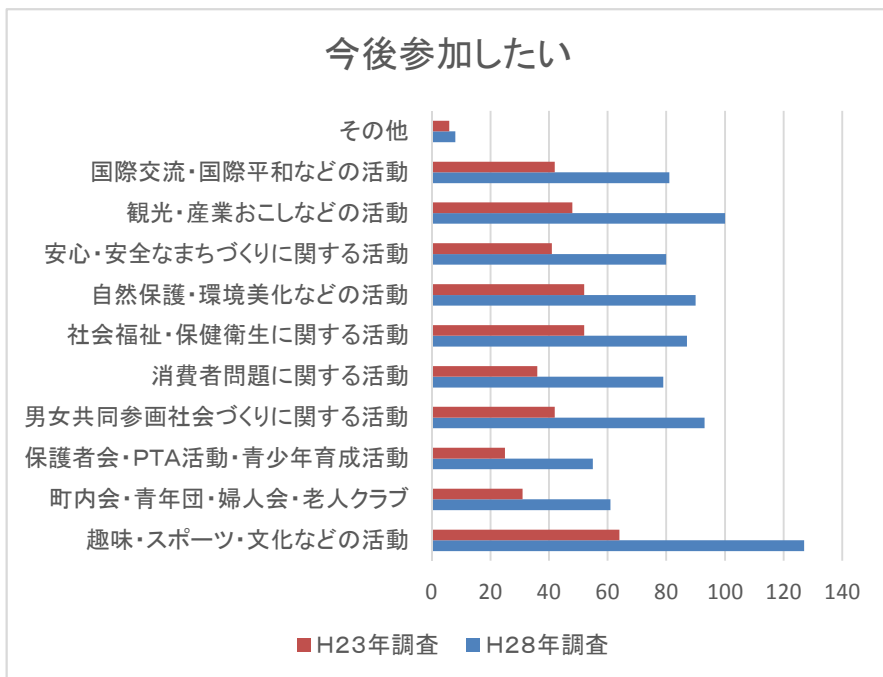
(〇はひとつ)



問 あなたは、地域社会において、現在、どのような活動に参加していますか。また、今後どのような活動に参加してみたいですか。  
(〇はいくつでも)



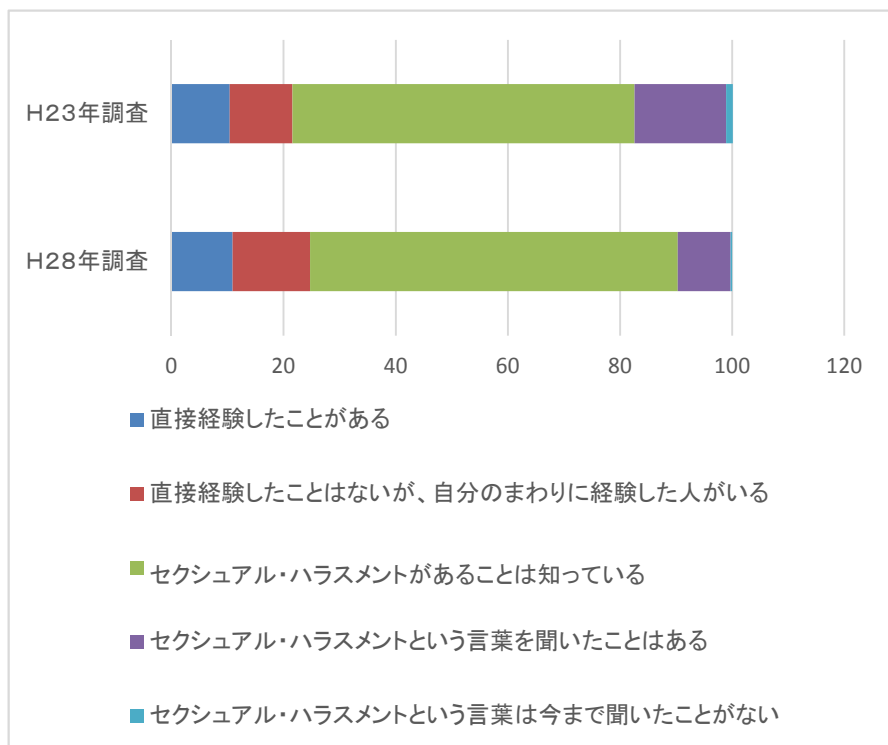
(人)



(人)

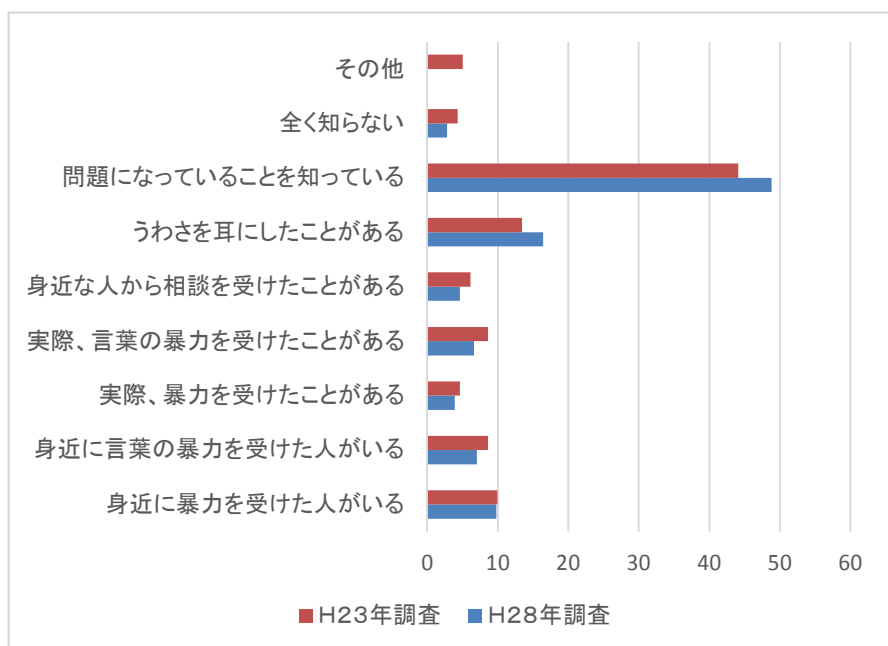
問 セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)について、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。

(○はひとつ)



問 配偶者・恋人からの暴力について経験したり、見聞きしたことがありますか。

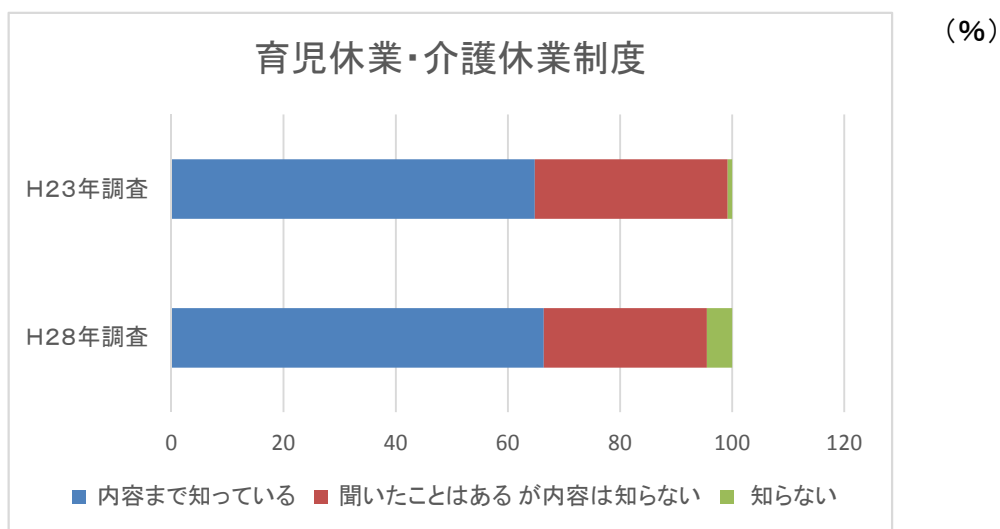
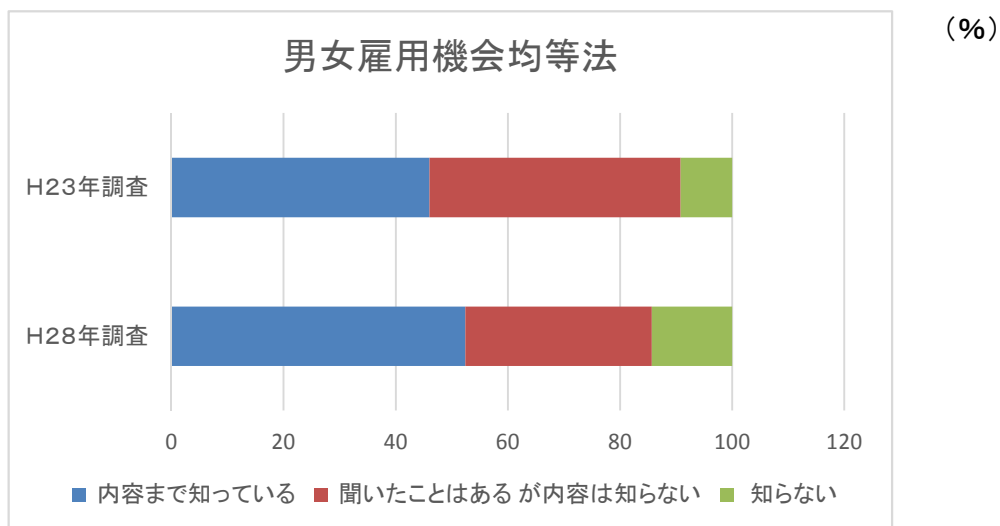
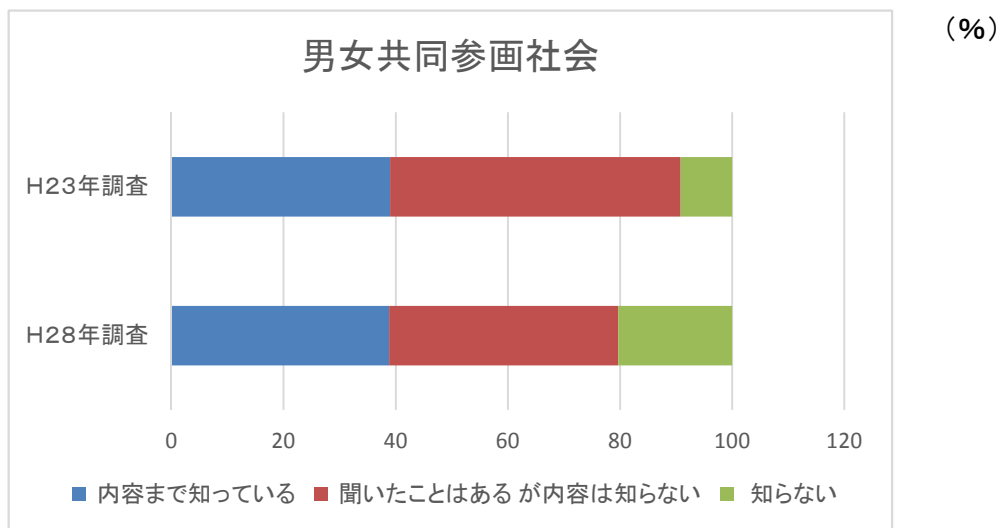
(○はいくつでも)

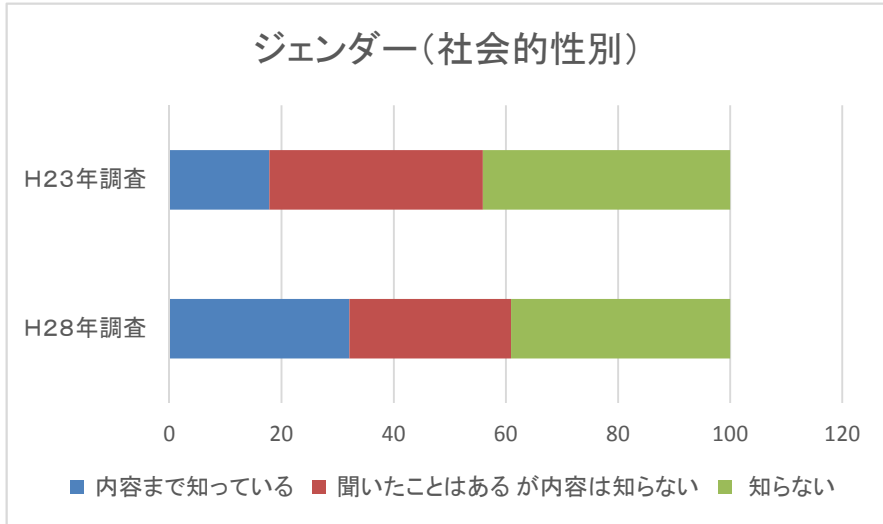




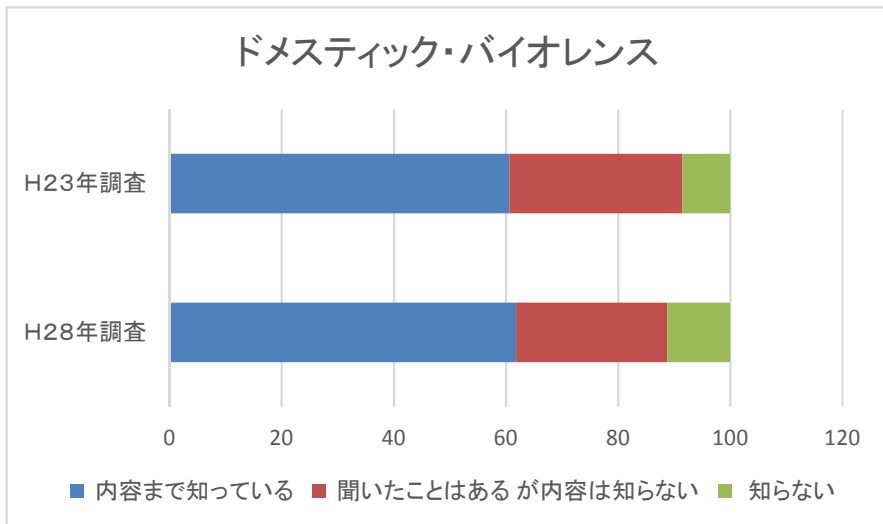
問 あなたは、次にあげる「ことば」をご存知ですか。

(○はひとつ)



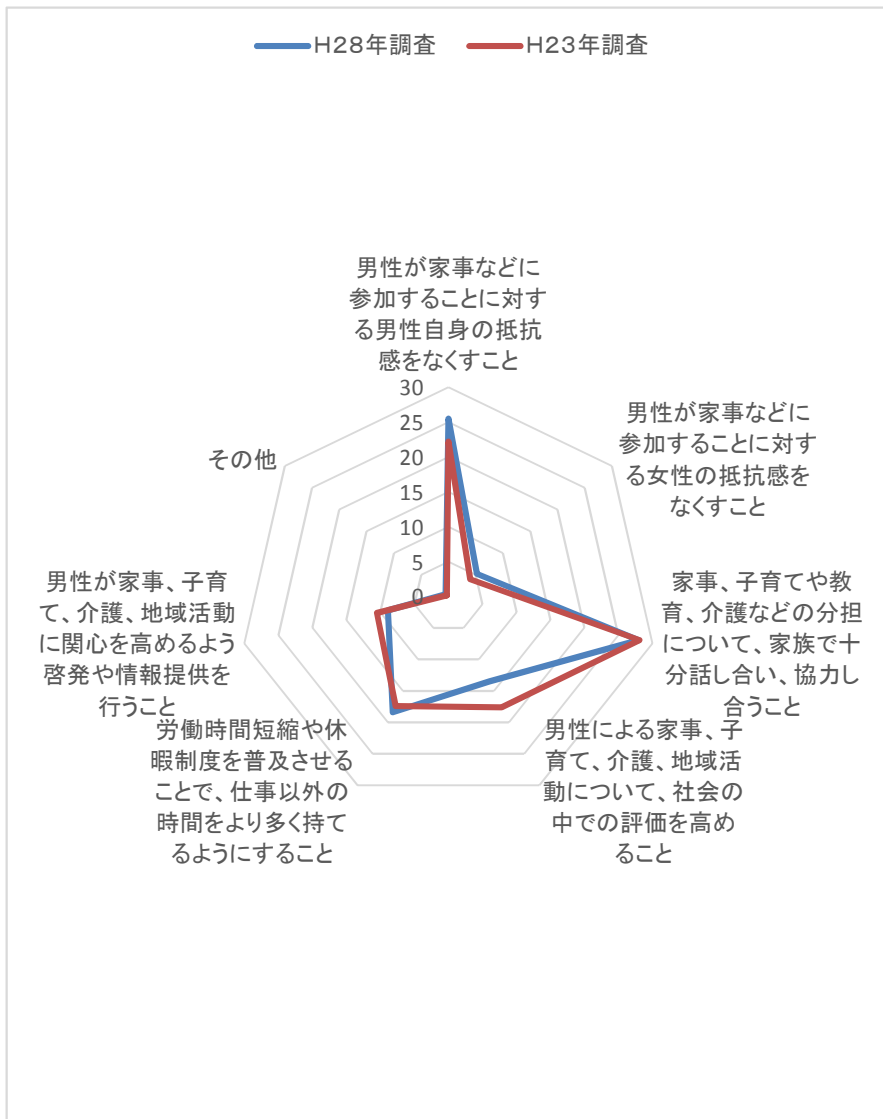


(%)



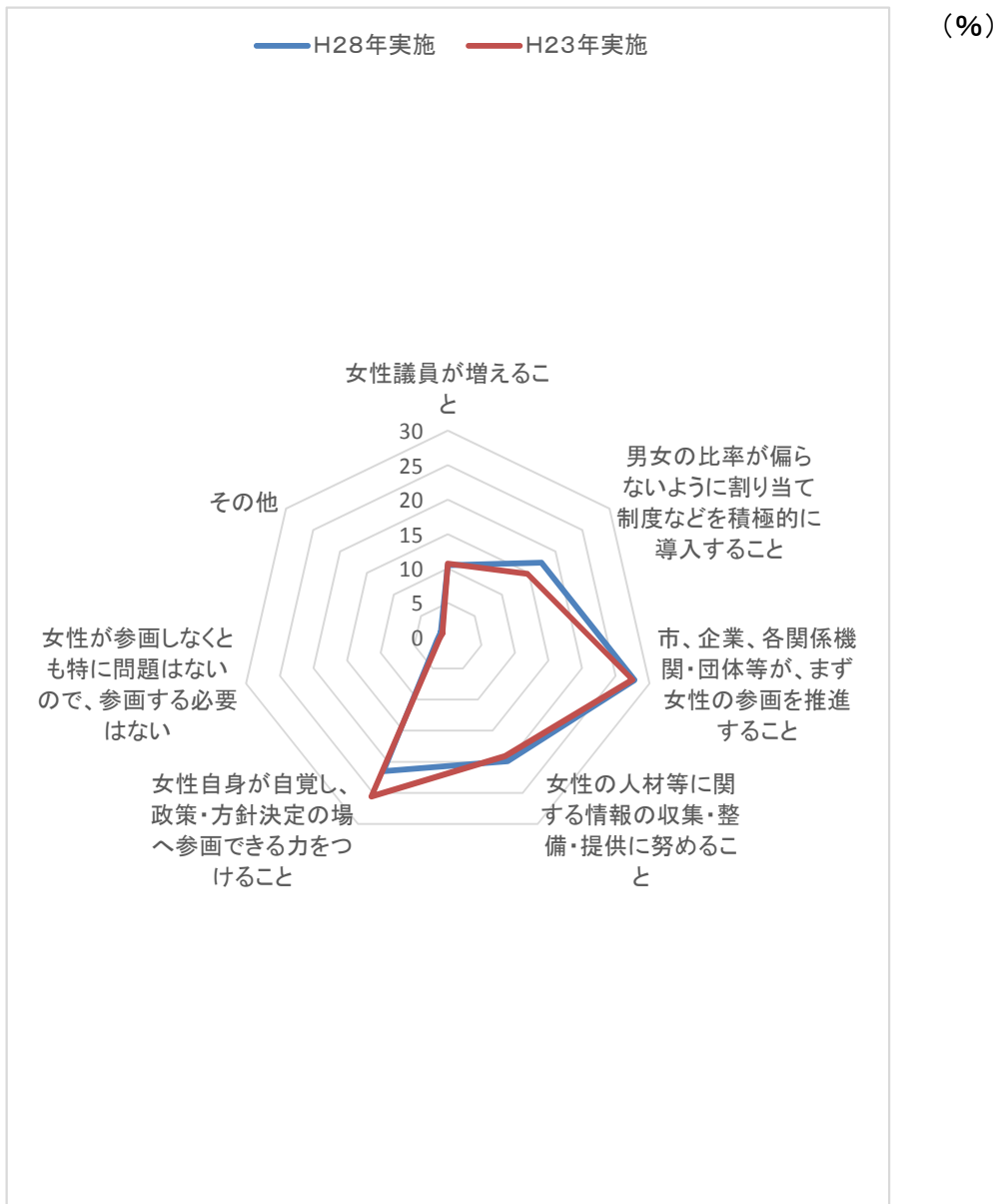
(%)

問 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思います  
(〇はいくつでも)



(%)

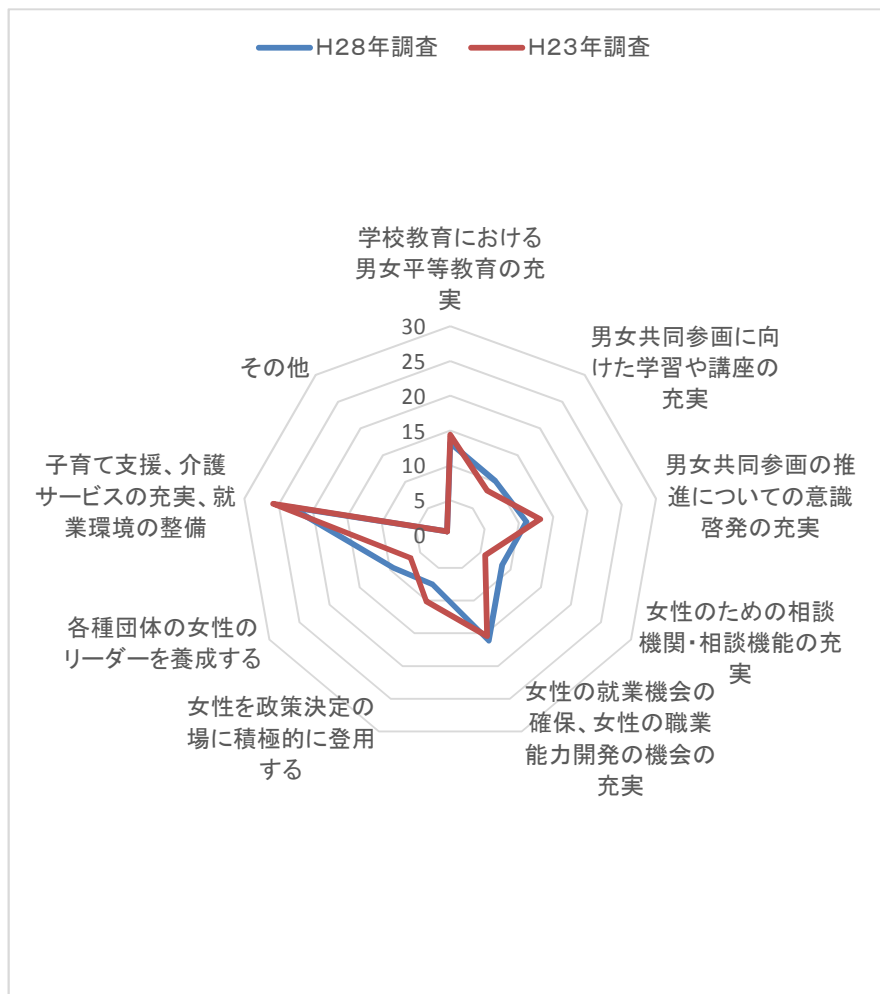
問 政策・方針決定の場への女性の参画(企画の段階から参加すること)をすすめるには、あなたはどのようなことが必要だと思います(〇は3つまで)



問 市は、男女共同参画社会の実現のためにどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

(〇は3つまで)

(%)



## ◇市民アンケート調査の自由意見

- 学校教育に力を入れる。何でも子どものときからが大事。
- 男性の理解とワークライフバランスが重要だと思います。
- 配偶者控除を廃止することで女性がもっと仕事をするのではないかと思います。
- 母子家庭が優遇されていることにより、働かなくても生活できる女性がいるように思える。弱者を守ることは大切だが、そうすることで女性の社会進出にブレーキをかけているように思える時がある。
- いろいろな場面で女性が正職として勤められるようになれば良いと思う。
- まず、男女の意識がともに変わらなければ、男女共同参画社会は実現できないと思います。そのためには身近なこと、小さなことから意識し、変革できる機会を多く作っていく必要があると思います。小集団での講義、講演会等もその1つとして有効だと思います。
- 男女はあらゆる場面で平等であって然るべきだとはおもいます。ですが、男性は逆立ちしたって子どもは産めないように、性差に基づいた社会的な役割というものも確かに存在すると思います。男女共同参画社会の実現に向けては、合理的差別も考慮に入れて進めていって欲しいと思います。
- 女性の意見が通るように市議会議員にもっと女性を、若者の気持ち分かる若い議員をお願いします。
- 私は公務員として働き、社会的にも恵まれた環境にあり、家族でも相談、話し合いができ、夫婦で助け合い協力しあって生活ができています。しかし、民間企業の場合にまだまだ、雇用条件が整わず、実際の運用は厳しいのが現状だと思います。
- 広報誌等の特集として、男女共同参画社会への実例（他都道府県）をあげてもらいたい。このアンケートの内容、解説だとわかりづらく、回答するのが難しい。
- 女性の市議さんが増えて、もっと女性の意見が反映されると良いと思います。
- 子どもが病気になった際に、現在は保育園に預けることができず、親等に預ける又は仕事を休んで世話をしなければならないので、なかなか対応できてない親も多いと聞きます。需要は少ないとは思いますが、病児保育施設等ができれば良いなと思います。また、男性が子や親の看病で休業することに対する理解があまり得られないことも多いので、そういった社会的理解を進めることも大切だと思います。時短労働制度を導入した企業ももっと増えていくことを願います。
- 男女の完全な平等が、望まれた社会だとは個人的には思いません。例えば危険を伴う様な職種である自衛官、警察、消防、高所作業などの過酷環境での労働にまで女性が進出する社会が望ましいとは思えないからです。この分野以外について、平等が望まれます。適正、公平な共生、競争の社会の中で、男性も女性も等しく社会を構成する「家庭人」としての権利や環境が担保されることを強く望みます。具体的

には、男性が家事や育児に積極的に参加することを容認する社会の実現です。休みを拡充するのではなく、休みを取ることを非難されない環境を望みます。

- 女性がこうしなくてはいけないではなくて、女性が参画するために男性がするべき事を、男性がそれを実現できる様な体制を作り上げる事をしなくては、男性側にも無理がきてしまうと思う。
- 本当に必要なのか勉強不足で分かりません。すみません。出来る人(能力のある人)が能力を活かせる社会にしてほしいです。
- 男女共同参画社会の実現にむけ、まず考えなければならないことは、女性自身の意識改革である。まだまだ、社会や組織の中での不平等は、認識できるが、女性同志特に既婚女性 V S 未婚女性、子供の有無による女性同志の考え方の違いによる対立を見ることがある。男性の意識改革と同様、女性の意識改革も必要であると思う。
- 男性、女性による性別の役割は、昔からの慣習等で、大きな変化はできないと思われませんが、社会的な制度や役割については、今後は少しずつでも、平等である社会へ近づけていくことが大切であると思います。
- 今の若い方々は家族で、イベント・市の行事によく参加していると思います。対馬の場合どこに行っても同じ人々とあいます。参加される人が決まっているので挨拶をかわすようになるのですが、現状は女性の発言が少なく意見を発表するということがむずかしく感じています。もっともっと女性が元気になるといいですね。
- 今の私には、地域社会や国の政策などには考えが及びません。遠い昔からずっと抜け出せずにいる男女の役割分担の意識を変えて楽しく過ごす家庭づくりこそが大切だと思います。男性も女性も個性を生かし、しかもお互いを理解し合うことこそが、生活の原点ではないでしょうか。このごろスーパーで男性の買い物客を多くみかけるようになりました。また、仕事帰りの遅い妻にかわって、夫が子どものめんどうをみたり、夕食の準備をしたりしている家庭もあります。そんな両親の姿をみて育てている子どもたちが大人になったころには、こんな施策も必要ないのではと私は思います。
- 保育所の待機児童をなくし、育児中の女性の社会復帰をスムーズにできるようにしてほしい。
- 女性が積極的に参加できるような体制作り、又その環境作り人材の育成について対馬市の取り組みを強くお願い申し上げたいものです。今後着実な進歩と進展があることを期待します。女性の力は無限です。
- 男、女、関係なしに人として、思いやりの心ができるような教育が必要。
- 男性が女性を大切にすると必要があると思う。小さなことから
- 男女共同参画社会と難しい言葉をならべるより、男性も女性もお互い人として思いやって、無理なくかつ意欲をもって生活をおくれるといいなあと思います。

## ◇対馬市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	豊 田 涼 子	長崎県男女共同参画アドバイザー 食生活改善推進員
2	委 員	阿比留 えり子	長崎県男女共同参画推進員 保育士
3	委 員	鎌 田 秋 子	長崎県男女共同参画推進員 看護師
4	委 員	薄 本 利 夫	人権擁護委員 元教員
5	委 員	一 宮 徳 秀	人権擁護委員 住職
6	委 員	横 松 幸 代	J A 対馬理事 農業
7	委 員	岡 野 誠 吾	平成 28 年度市 P T A 連合会長 水産業
8	委 員	井 上 優 子	対馬市社会福祉協議会厳原支所長 社会福祉士
9	委 員	中 島 純 子	対馬市教育委員会指導主事 教員

(任期：平成 28 年 7 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日)



## ◇対馬市市民基本条例（抜粋）

（男女共同参画）

第 29 条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員として互いの人権を尊重しつつ、共にまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## ◇対馬市男女共同参画推進懇話会設置要綱

（設置）

第 1 条 対馬市における男女共同参画計画の策定にあたり広く意見を聴くため、対馬市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）男女共同参画社会推進のための計画策定に関すること。
- （2）男女共同参画の調査研究に関すること。
- （3）その他男女共同参画社会の推進に関すること。

（構成）

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の関係団体の代表者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第 7 条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

- 相手との違いを 「認めあい」
- それぞれの個性を 「活かしあい」
- 苦勞や痛みを 「分かちあい」
- それぞれの思いを 「語りあい」